

須恵町地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)

2023(令和5)年度－2030(令和12)年度



2023(令和5)年 3月

福岡県 須恵町

一 目 次

1	計画策定の背景と目的	1
(1)	背景	1
(2)	目的	3
2	基本的事項	4
(1)	計画の位置づけ	4
(2)	計画期間、基準年度、目標年度	5
(3)	対象とする事務・事業及び施設	5
(4)	対象とする温室効果ガスの種類	8
3	エネルギー使用及び温室効果ガス排出状況	9
(1)	基準年度（2013 年度）の状況	9
(2)	基準年度（2013 年度）以降の変化	22
(3)	職員による取組の実施状況	26
4	計画の目標	28
(1)	目標設定の考え方	28
(2)	温室効果ガス排出量の削減目標	29
5	目標達成に向けた取組	30
(1)	取組の基本方針	30
(2)	取組内容	31
6	計画の推進	36
(1)	推進体制	36
(2)	進行管理の方法	37
	巻末資料	39
(1)	用語解説：ZEB	39
(2)	温室効果ガス排出量の算定方法	40
(3)	施策の実施状況調査票	43
(4)	職員による省エネ・省資源化行動調査票	45

1 計画策定の背景と目的

(1) 背景

1) 気候変動の影響

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

2021年8月には、IPCC¹第6次評価報告書第1作業部会報告書政策決定者向け要約が公表され、同報告書では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化（極端な高温や大雨の増加等）は、地球温暖化の進行に直接関係していることが示されました。

2) 地球温暖化対策をめぐる国際的な動向

2015年にフランスのパリにおいて気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）が開催され、全ての国が参加し、公平かつ実効的な枠組みとなる「パリ協定」が採択されました。パリ協定では、「平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃未満に抑え、1.5℃以下に抑える努力をする」ことが世界共通目標とされ、5年毎に各国での地球温暖化対策への貢献状況を提出・更新するしくみなどが規定されています。

2018年に公表されたIPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO₂排出量を2050年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、2050年までのカーボンニュートラル²を目標として掲げる動きが広がりました。

¹ 気候変動に関する政府間パネル（Intergovernmental Panel on Climate Change（通称 IPCC））は、1988年に世界気象機関（WMO）と国連環境計画（UNEP）によって設立された政府間組織で、2021年8月時点において、195の国と地域が参加しています。世界中の科学者の協力のもと、気候変動に関する科学的・技術的・社会経済的な評価を行い、報告書をまとめています。

² 製品の生産など一連の人為的活動を行ったときに発生する二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。

3) 地球温暖化対策をめぐる国内の動向

2020年10月、我が国は、「2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする」、すなわち、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。翌2021年4月には、地球温暖化対策推進本部において、2030年度の温室効果ガスの削減目標を2013年度比46%削減することとし、さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。

2021年6月、国・地方脱炭素実現会議において「地域脱炭素ロードマップ」が決定されました。脱炭素化の基盤となる重点施策（屋根置きなど自家消費型の太陽光発電、公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時のZEB³化誘導、ゼロカーボン・ドライブ等）を全国津々浦々で実施すること等が位置づけられています。

そして2021年10月には国の「地球温暖化対策計画」が改定されました。この中では従来の目標を引き上げ、温室効果ガス排出量を2030年度までに2013年度比で46%削減することを新たな目標として掲げています。

表1 地球温暖化対策計画における2030年度の温室効果ガス排出量の削減目標

温室効果ガス排出量・吸収量 (単位：億t-CO ₂)		2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標
		14.08	7.60	▲46%	▲26%
エネルギー起源CO ₂		12.35	6.77	▲45%	▲25%
部門別	産業	4.63	2.89	▲38%	▲7%
	業務その他	2.38	1.16	▲51%	▲40%
	家庭	2.08	0.70	▲66%	▲39%
	運輸	2.24	1.46	▲35%	▲27%
	エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%
非エネルギー起源CO ₂ 、メタン、N ₂ O		1.34	1.15	▲14%	▲8%
HFC等4ガス（フロン類）		0.39	0.22	▲44%	▲25%
吸収源		-	▲0.48	-	(▲0.37億t-CO ₂)
二国間クレジット制度（JCM）		官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			-

出典：「地球温暖化対策計画の改定について」（環境省）

³ 快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のこと。詳細は巻末資料の用語解説（p.39）を参照。

4)「ゼロカーボンシティ すえ」宣言

須恵町は令和4年第1回須恵町議会定例会において、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロとする「カーボンニュートラル」の実現を目指すことを宣言しました。

ゼロカーボンとは二酸化炭素の排出量を実質ゼロにすることで、首長の会見や各自治体のホームページなどで「2050年までにゼロカーボンを目指す」と表明した自治体を「ゼロカーボンシティ」といいます。2023年1月末時点で、831の自治体がゼロカーボンシティとして表明しています。

「ゼロカーボンシティ すえ」宣言

近年の地球温暖化による気候変動は、猛暑や集中豪雨等を招き、私たちの生活に深刻な問題を招いています。

2015年に合意されたパリ協定では「産業革命以前と比較して世界の平均気温上昇幅を2度よりリスクの低い1.5度に抑えるよう努力する」との目標が国際的に広く共有されました。その後2018年に公表されたIPCC（国連の気候変動に関する政府間パネル）の特別報告書では「気温上昇幅を2度より低い1.5度に抑えるためには、2050年までに二酸化炭素の実質排出量をゼロにすることが必要」とされています。

須恵町では、「水と緑と光の町 すえ」を将来像に掲げ、自然とふれあい町民が健康で安心安全に暮らせるようなまちづくりを進めてきました。私たちが自然を守るため、そして豊かな生活を送るため、この環境を次世代に引き継ぐため、2050年までに二酸化炭素排出量を実質上ゼロにする「ゼロカーボンシティすえ」を宣言し、町民や事業者と共に実行することを宣言します。

令和4年3月2日

須恵町長 平松 秀一

(2) 目的

「須恵町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」(以下、「本計画」とします。)は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」(以下、「温対法」とします。)第21条第1項に基づき、須恵町の事務・事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減等の措置により、地球温暖化対策を推進するものです。

須恵町の事務・事業に伴う温室効果ガス排出量の削減に向けた様々な取組を行うことで、町の事務・事業に伴い排出される温室効果ガスを削減するとともに、町民や事業者の模範となることで、町民や事業者の自主的な行動を促進することを目的とします。

2 基本的事項

(1) 計画の位置づけ

本計画は、温対法第 21 条に基づく計画であるとともに、須恵町総合計画における地球温暖化対策を町の事務・事業の中で具体的に実行するための計画です（図 1）。

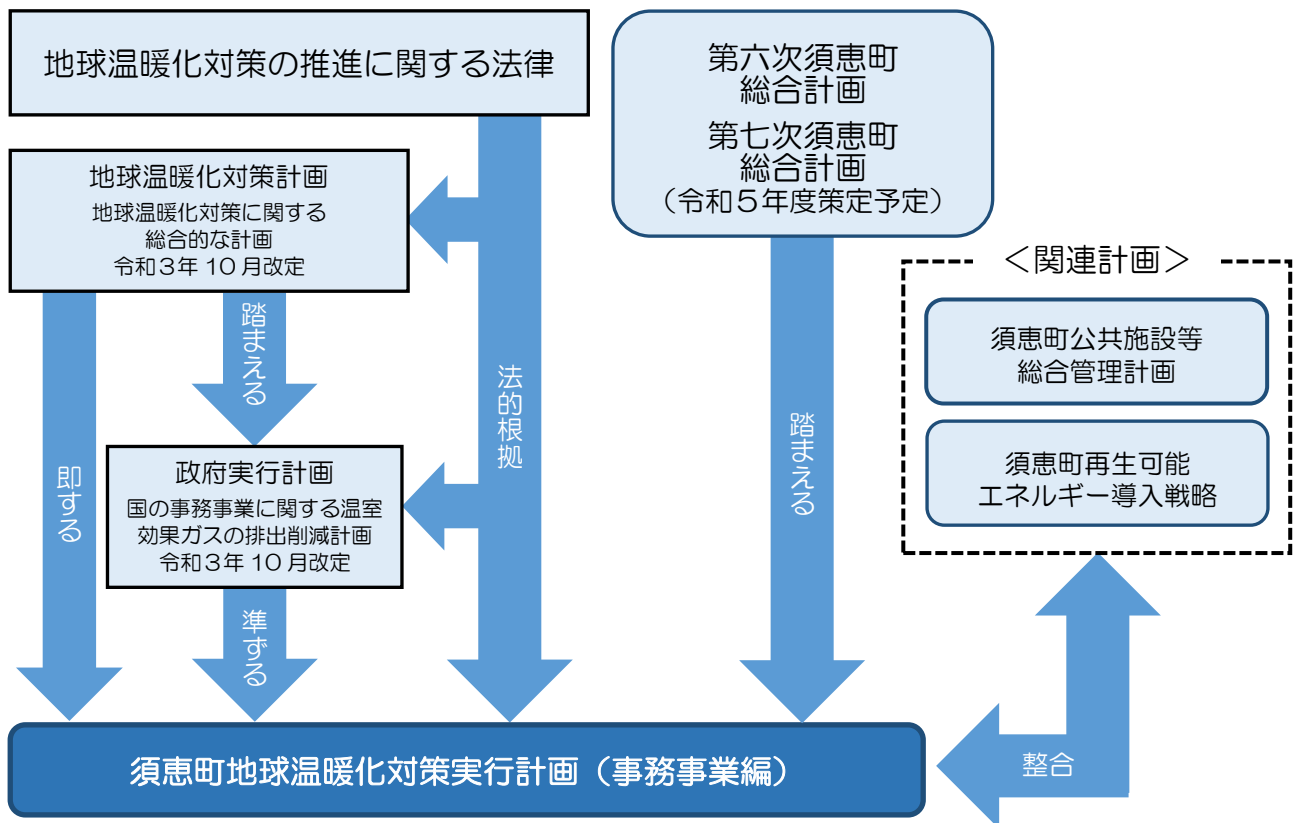


図1 計画の位置づけ

(2) 計画期間、基準年度、目標年度

本計画の計画期間は、2023 年度から 2030 年度の 8 年間とし、基準年度は国の地球温暖化対策計画の基準年度と同じ 2013 年度とします（表 2）。

なお、継続的な改善を図りつつ地球温暖化対策を推進していくために、社会情勢の変化や取組の実施状況等を踏まえて、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

表 2 計画の概要

項 目	内 容
計画期間	2023（令和 5）年度から 2030（令和 12）年度
基準年度	2013（平成 25）年度
目標年度	2030（令和 12）年度

(3) 対象とする事務・事業及び施設

本計画は、町が実施する全ての事務・事業を対象とします。

対象とする施設は、エネルギーを使用している全ての公共施設とします（表 3）。なお、委託や自主運営により町が直接エネルギー消費量の管理を行っていない施設は、温室効果ガス排出量の算定・管理対象とはせず、運営者等に対して温室効果ガスの排出量削減等の措置を講ずるよう要請することとします。

表 3 対象施設(1)

分類	No	施設名	管理課	温室効果ガス 排出量の算定 ・管理対象	延床面積 (㎡)
行政系施設	1	須恵町役場	総務課	○	4,762
	2	防災センター		—	192
	3	東部防災センター		○	117
	4	城山防災会館		—	395
	5	消防関係施設		—	—
供給処理施設	6	佐谷浄水場	上下水道課	○	708
	7	第二浄水場		○	116
	8	上の原アクアセンター		○	117
	9	古の添アクアセンター		○	111
	10	皿山アクアセンター		○	97
学校教育系 施設	11	須恵第一小学校	学校教育課	○	7,448
	12	須恵第二小学校		○	7,325
	13	須恵第三小学校		○	6,343
	14	須恵中学校		○	10,395
	15	須恵東中学校		○	7,190
子育て支援 施設	16	れいんぼー幼児園	子育て支援課	○	2,084
	17	アザレア幼児園		○	4,421
	18	南幼稚園		○	1,145
	19	すこやかコミュニティセンター	まちづくり課	○	※
	20	ふれあいコミュニティセンター		○	484
	21	須恵第一学童保育所	子育て支援課	—	280
	22	須恵第二学童保育所		—	235
	23	須恵第三学童保育所		—	159
	24	やまももルーム	学校教育課	○	111
高齢福祉施設	25	地域活性化センター	福祉課	○	2,332
	26	福祉センター		○	748
町民文化系 施設	27	アザレアホール須恵	社会教育課	○	4,451
	28	カルチャーセンター		○	519
社会教育系 施設	29	あおば会館（図書館・体育館）	社会教育課	○	2,001
	30	歴史民俗資料館		○	923
	31	久我記念館		○	547

※すこやかコミュニティセンターは第一小学校内に設置されているため延床面積は第一小学校に含まれる。

表 3 対象施設(2)

分類	No	施設名	管理課	温室効果ガス 排出量の算定 ・管理対象	延床面積 (㎡)
スポーツ・レク リエーション 系施設	32	スポーツ公園	社会教育課	○	1,218
	33	健康広場		○	168
	34	西体育館		○	940
	35	武道場		○	374
	36	運動公園		○	422
公園	37	皿山公園	地域振興課	○	57
	38	新生公園		○	46
	39	守母公園		○	12
	40	郷土の水辺公園		○	5
産業系施設	41	須恵町オープン イノベーションセンター	ふるさと応援課	○	197
	42	野菜予冷库	地域振興課	○	50
	43	野菜収納庫		○	126
	44	環境美化集積所		○	10
	45	旧みそ加工所	ふるさと応援課	○	320
その他	46	須恵駅駅舎	地域振興課	○	69
	47	コミュニティバス	まちづくり課	○	—
	48	公用車	各課	○	—

(4) 対象とする温室効果ガスの種類

事務事業編では、温対法第2条第3項に掲載されている6種類のガスが算定対象です(表4)。

このうち本計画で対象とする温室効果ガスは、町の事務・事業に伴い排出される二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)とします。

表4 温室効果ガスの種類

ガス種類	人為的な発生源	
二酸化炭素 (CO ₂)	エネルギー起源	電気の使用や暖房用灯油、自動車用ガソリン等の使用により排出される。排出量が多いため、6種類の温室効果ガスの中では温室効果への寄与が最も大きい。
	非エネルギー起源	廃プラスチック類の焼却等により排出される。
メタン (CH ₄)	自動車の走行や、燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却、廃棄物の埋立等により排出される。 二酸化炭素と比べると重量あたり約25倍の温室効果がある。	
一酸化二窒素 (N ₂ O)	自動車の走行や燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却等により排出される。 二酸化炭素と比べると重量あたり約298倍の温室効果がある。	
ハイドロフル オロカーボン (HFC)	カーエアコンの使用・廃棄時等に排出される。 二酸化炭素と比べると重量あたり約12~14,800倍の温室効果がある。	
パーフルオロ カーボン (PFC)	半導体の製造、溶剤等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出される(地方公共団体では、ほとんど該当しない)。 二酸化炭素と比べると重量あたり約7,390~17,340倍の温室効果がある。	
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	電気設備の電気絶縁ガス、半導体の製造等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出される(地方公共団体では、ほとんど該当しない)。 二酸化炭素と比べると重量あたり約22,800倍の温室効果がある。	

出典:「温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン(Ver1.0)」(平成29年3月、環境省総合環境政策局環境計画課)より作成

3 エネルギー使用及び温室効果ガス排出状況

(1) 基準年度（2013 年度）の状況

1) 温室効果ガスの排出状況

町の事務・事業に伴う 2013 年度の温室効果ガス排出量は、2,233 t-CO₂ です（表 5）。

温室効果ガスの内訳をみると、二酸化炭素（CO₂）が 99%を占めています。メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）を合わせた排出量は全体の 1 %です（図 2）。

表 5 温室効果ガス排出量

温室効果ガス	二酸化炭素換算後の排出量（t-CO ₂ ）
二酸化炭素	2,213.9 t-CO ₂
メタン	11.1 t-CO ₂
一酸化二窒素	7.1 t-CO ₂
ハイドロフルオロカーボン	0.6 t-CO ₂
合計	2,232.7 t-CO ₂

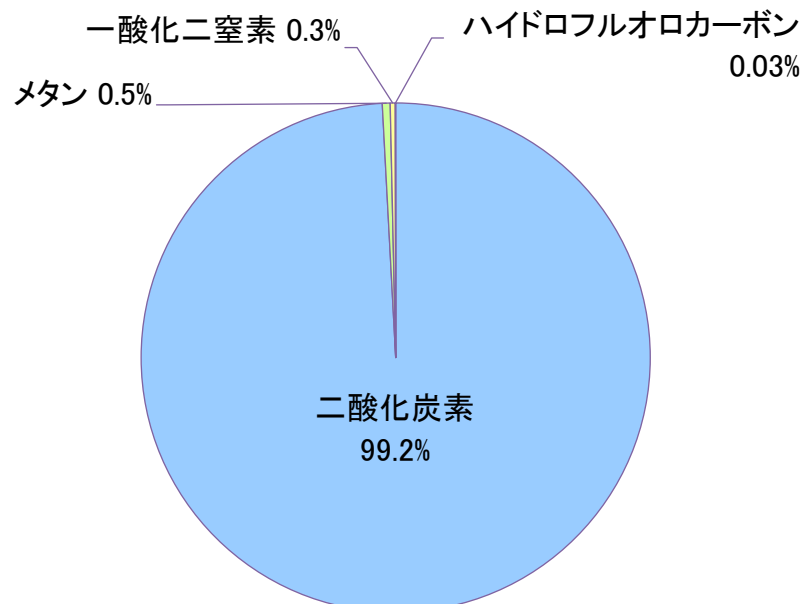


図 2 温室効果ガス排出量の内訳

① 二酸化炭素排出量

2013 年度の二酸化炭素排出量は、2,214 t-CO₂ です。電気の使用による排出量が最も多く、84%（1,853 t-CO₂）を占めています（図 3）。

施設別では、地域活性化センター、アザレアホール須恵、須恵町役場からの排出量が多く、3施設で全体の 31%を占めています（図 4）。

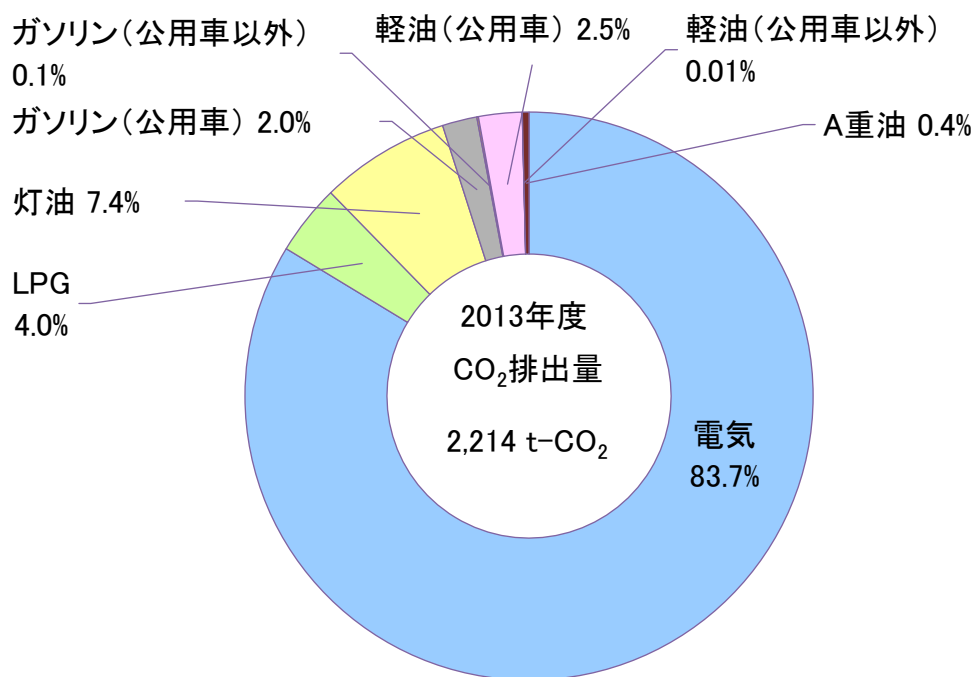


図 3 エネルギー種別二酸化炭素排出量の内訳

3 エネルギー使用及び温室効果ガス排出状況
(1)基準年度(2013 年度)の状況

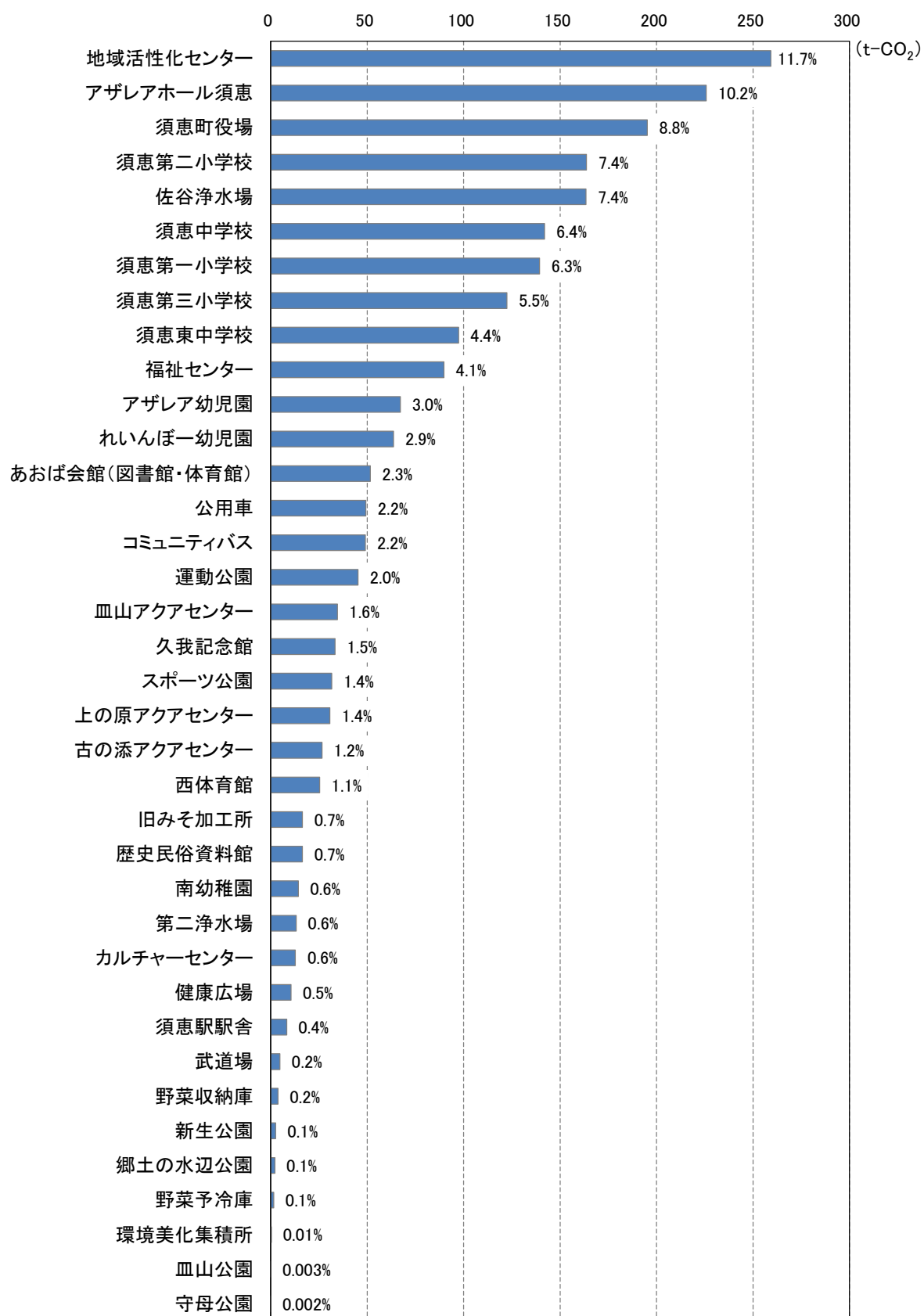


図 4 施設別二酸化炭素排出量の内訳

② メタン排出量

2013 年度のメタン排出量は、11 t-CO₂（二酸化炭素換算値）です。

須恵第一小学校の浄化槽におけるし尿及び雑排水の処理による排出量が多く、全体の 99%を占めています（図 5、図 6）。

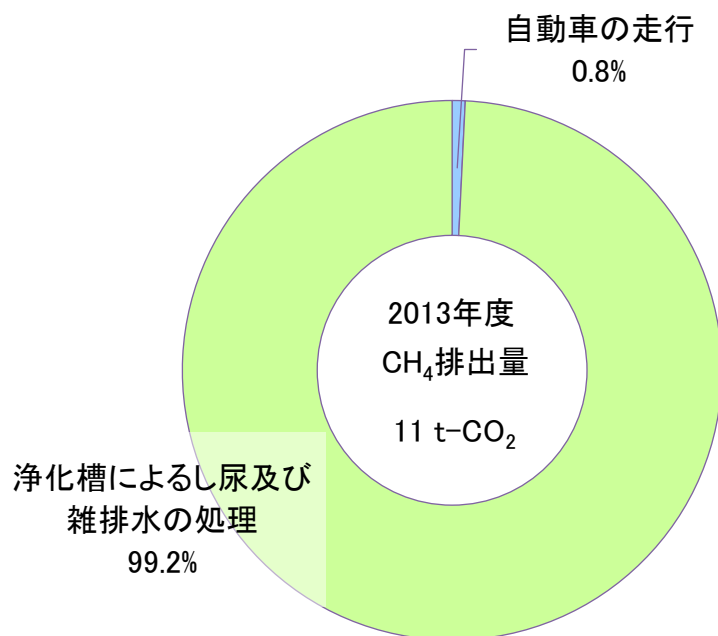


図 5 メタン排出量の内訳

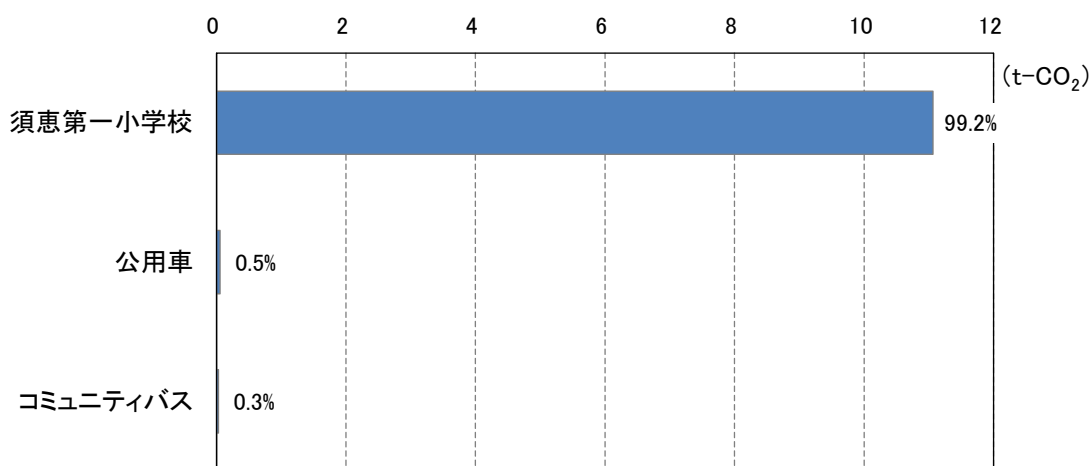


図 6 施設別メタン排出量の内訳

③ 一酸化二窒素排出量

2013 年度の一酸化二窒素の排出量は、7 t-CO₂（二酸化炭素換算値）です。

須恵第一小学校の浄化槽におけるし尿及び雑排水の処理による排出量が多く、全体の 73%を占めています（図 7、図 8）。

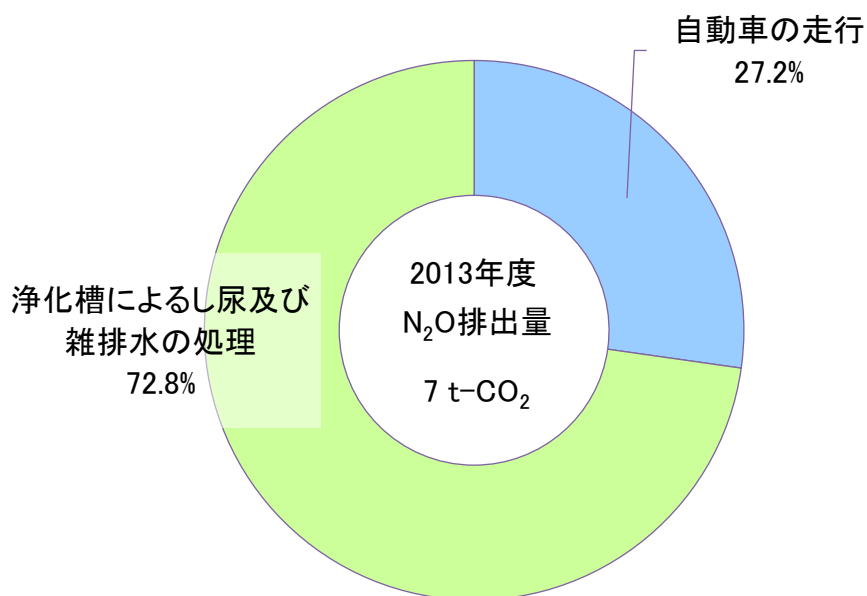


図 7 一酸化二窒素排出量の内訳

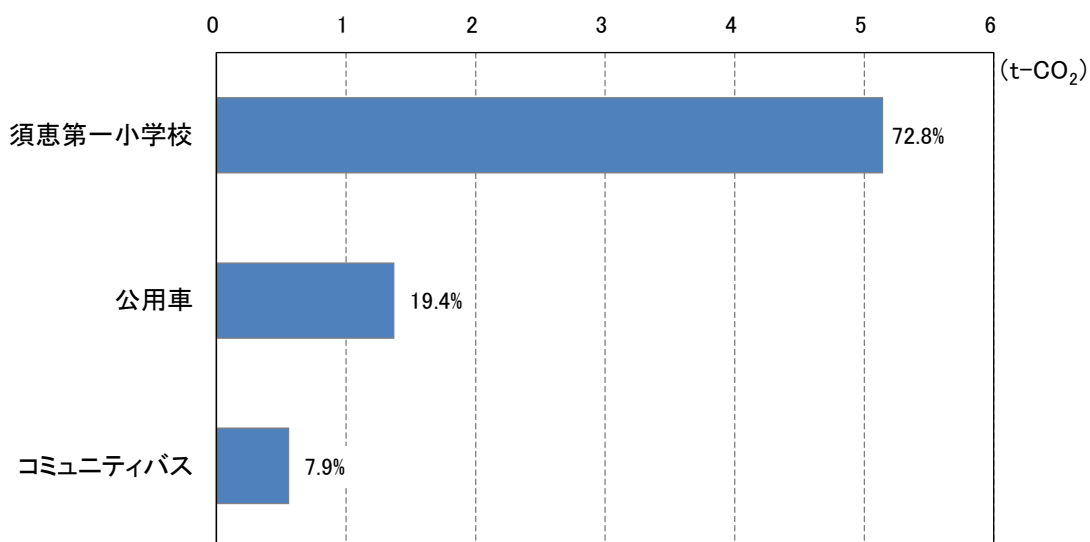


図 8 施設別一酸化二窒素排出量の内訳

④ハイドロフルオロカーボン排出量

2013 年度のハイドロフルオロカーボンの排出量は、0.6 t-CO₂（二酸化炭素換算値）です。ハイドロフルオロカーボンは、公用車の自動車用エアコンを使用する際に排出（漏出）されています（図 9、図 10）。

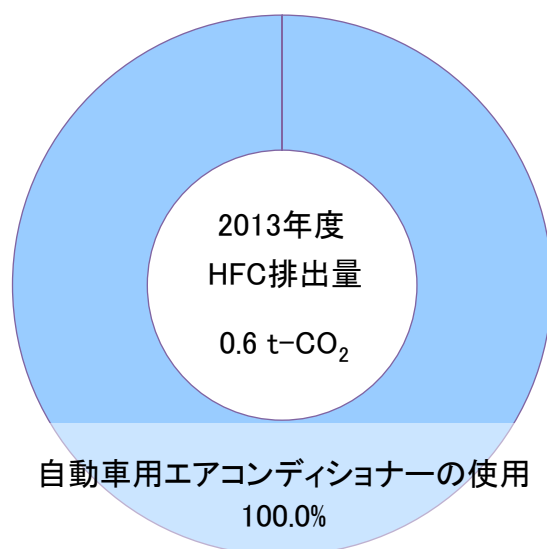


図 9 ハイドロフルオロカーボン排出量の内訳

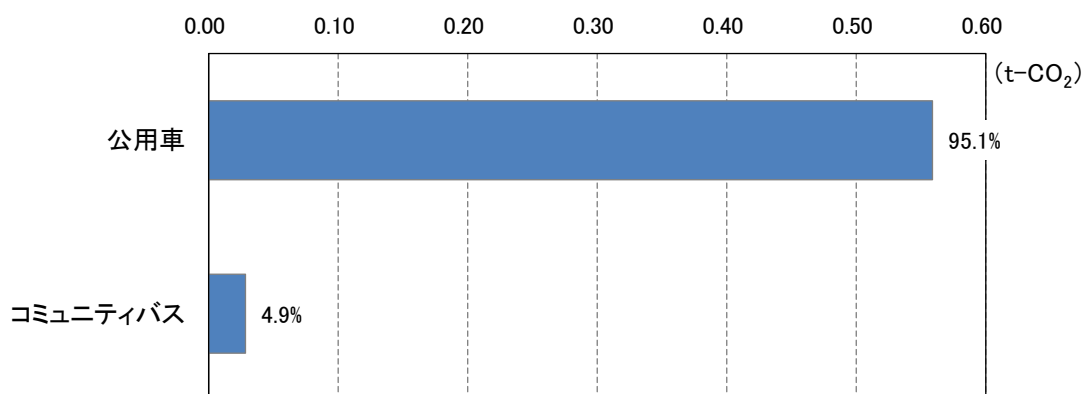


図 10 施設別ハイドロフルオロカーボン排出量の内訳

2) エネルギーの使用状況

2013 年度の町の事務・事業に伴うエネルギー使用量は、熱量換算値で 35,694 GJ です（表 6）。

エネルギー種別にみると、電気の割合が最も多く、85%を占めています（図 11）。

表 6 エネルギー使用量

項 目	使用量	換算係数	熱量換算
電 気	3,026,737 kWh	9.97 MJ/kWh	30,177 GJ
L P G	29,652 kg	50.8 MJ/kg	1,506 GJ
灯 油	65,604 L	36.7 MJ/L	2,408 GJ
ガソリン	19,694 L	34.6 MJ/L	681 GJ
A 重油	3,070 L	39.1 MJ/L	120 GJ
軽 油	21,273 L	37.7 MJ/L	802 GJ
計			35,694 GJ

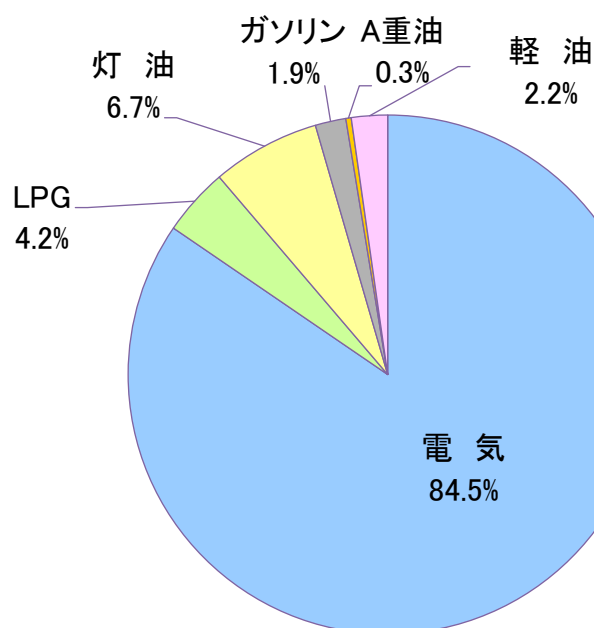
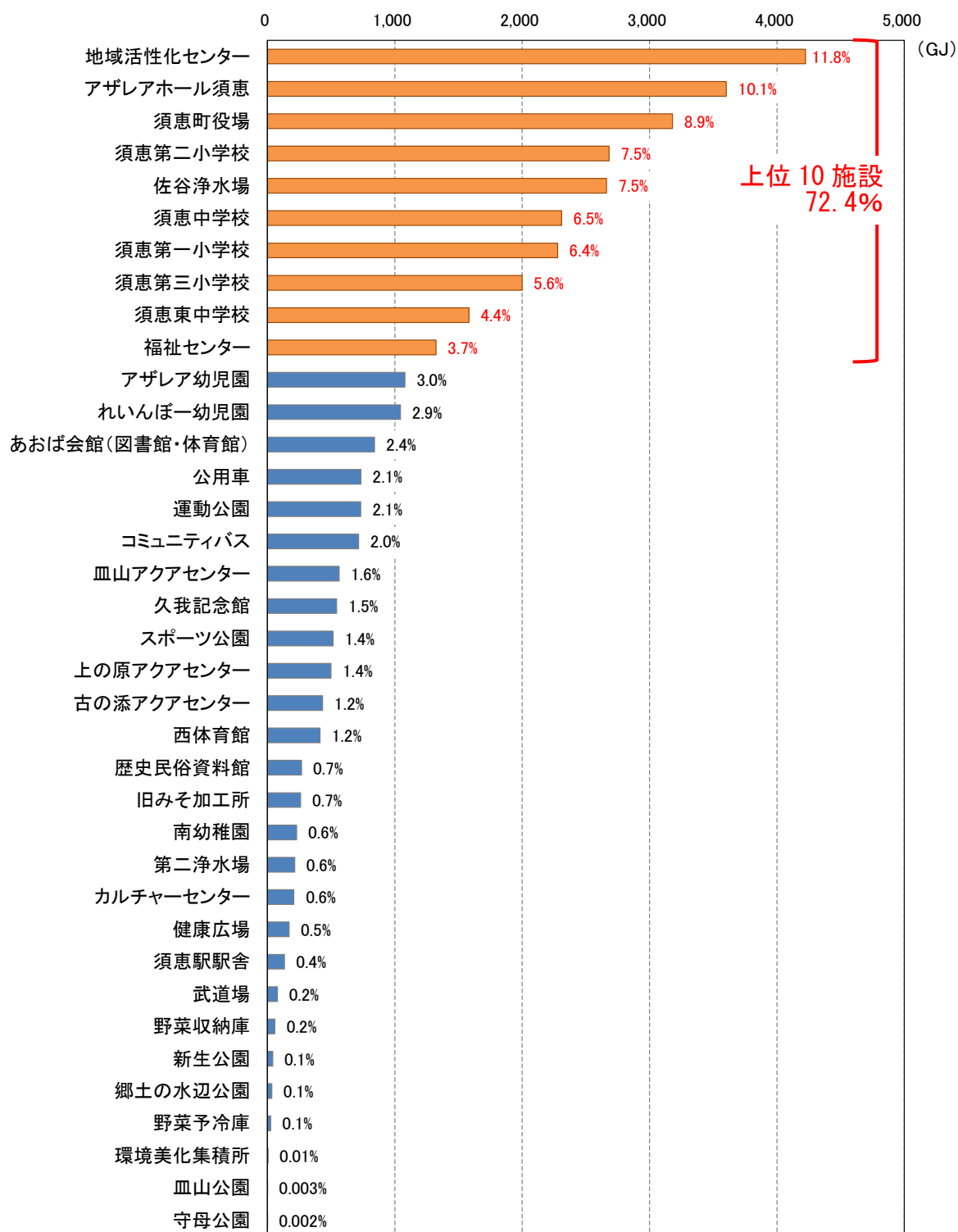


図 11 エネルギー種別エネルギー使用量の内訳

3 エネルギー使用及び温室効果ガス排出状況

(1) 基準年度(2013 年度)の状況

施設別でみると、地域活性化センター、アザレアホール須恵、須恵町役場のエネルギー使用量が大きく、3施設で全体の31%を占めています。また、エネルギー使用量が多い上位10施設で、全体の72%を占めています（図12）。

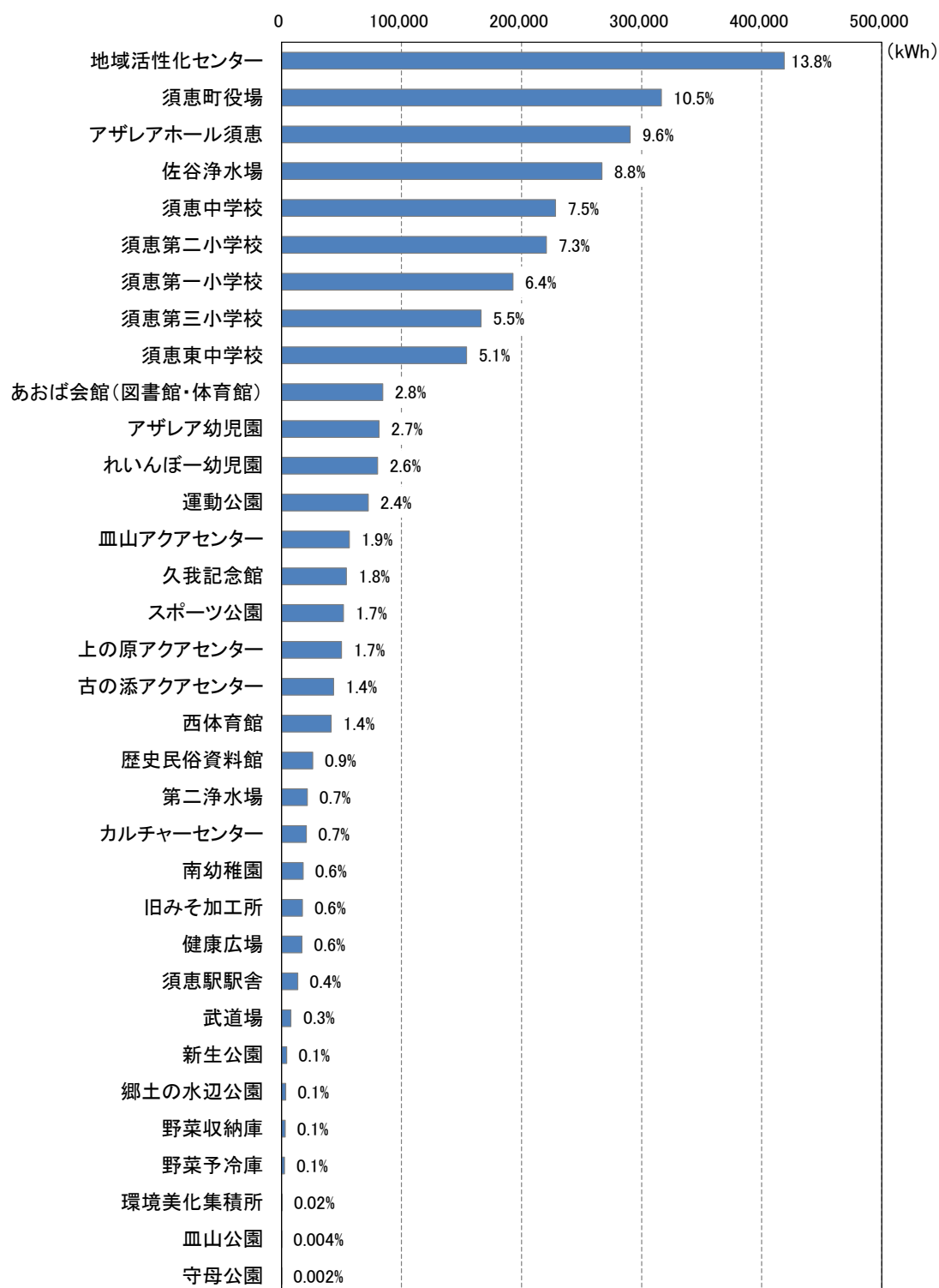


※須恵町役場に防災センターのエネルギー使用量を含む。

図12 施設別エネルギー使用量（熱量換算）の内訳

① 電気使用量

2013 年度の電気使用量は、3,026,737 kWh です。施設別にみると、地域活性化センター、須恵町役場、アザレアホール須恵の順に電気使用量が多く、全体の 34% を占めています（図 13）。

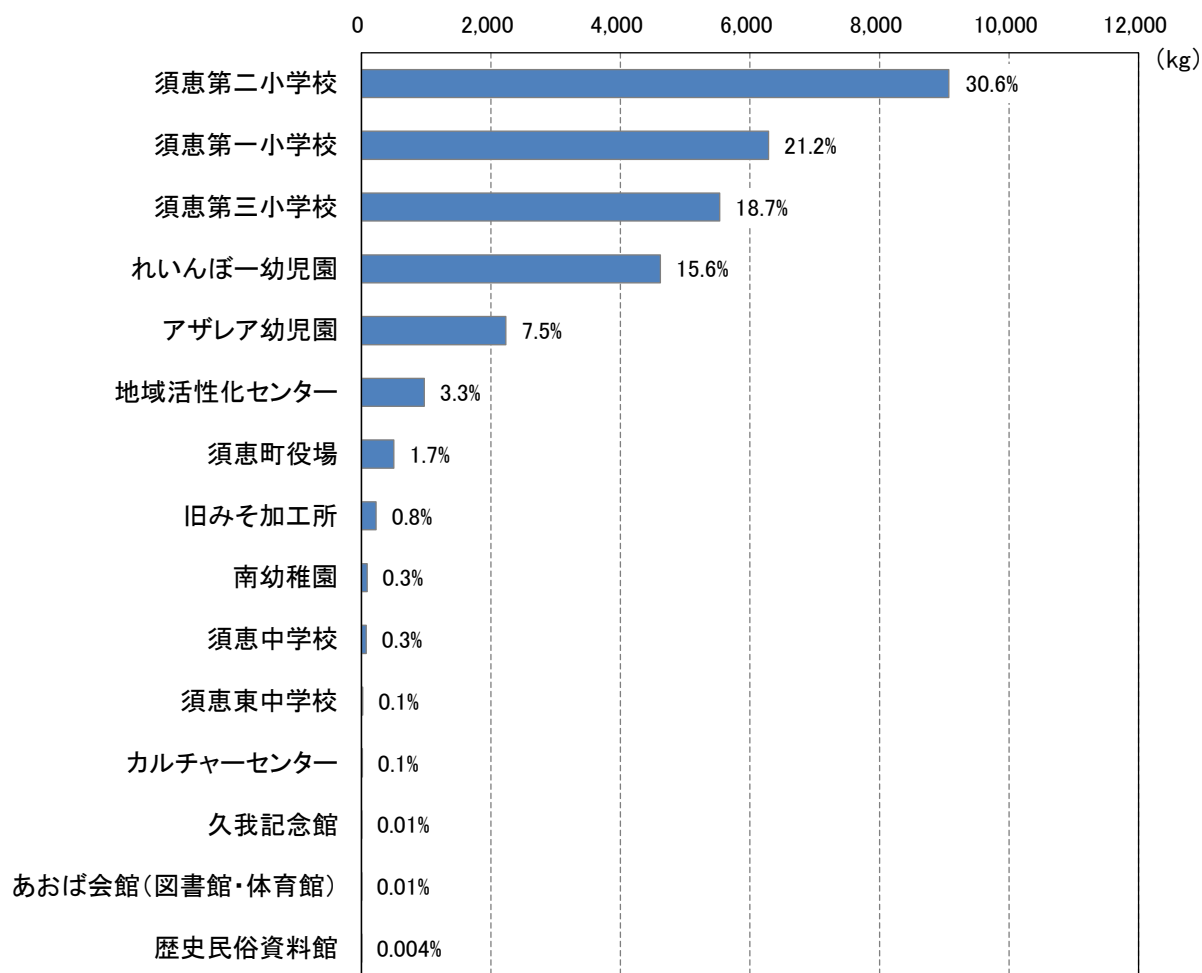


※須恵町役場に防災センターの電気使用量を含む。

図 13 施設別電気使用量の内訳

② LPG 使用量

LPG は 15 施設で使用されており、2013 年度における LPG 使用量は、29,652 kg です。小学校と幼稚園での使用量が多く、全体の 94%を占めています（図 14）。



※須恵町役場に防災センターの燃料使用量を含む。

図 14 施設別 LPG 使用量の内訳

③ 灯油使用量

灯油は 14 施設で使用されており、2013 年度における灯油使用量は、65,604 L です。福祉センター、アザレアホール須恵の使用量が多く、全体の 84%を占めています（図 15）。

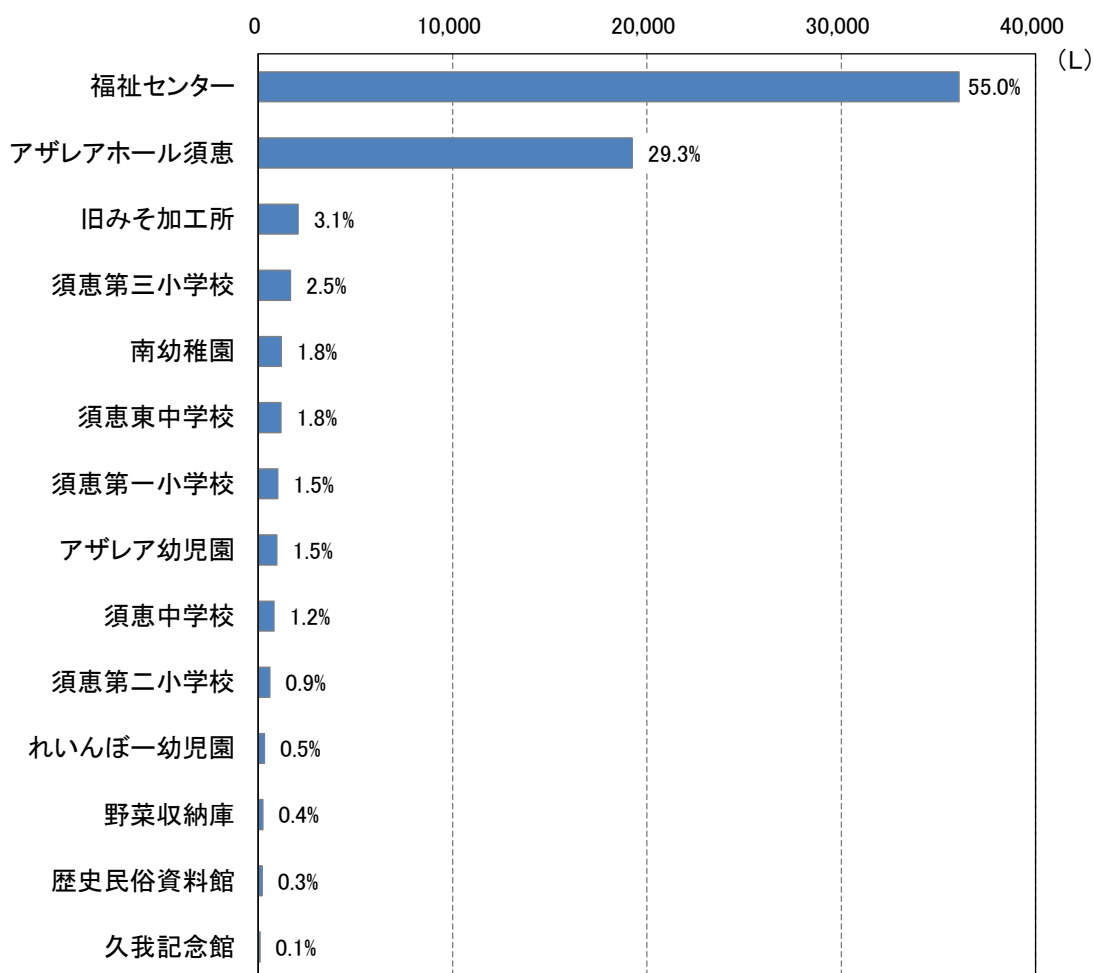


図 15 施設別灯油使用量の内訳

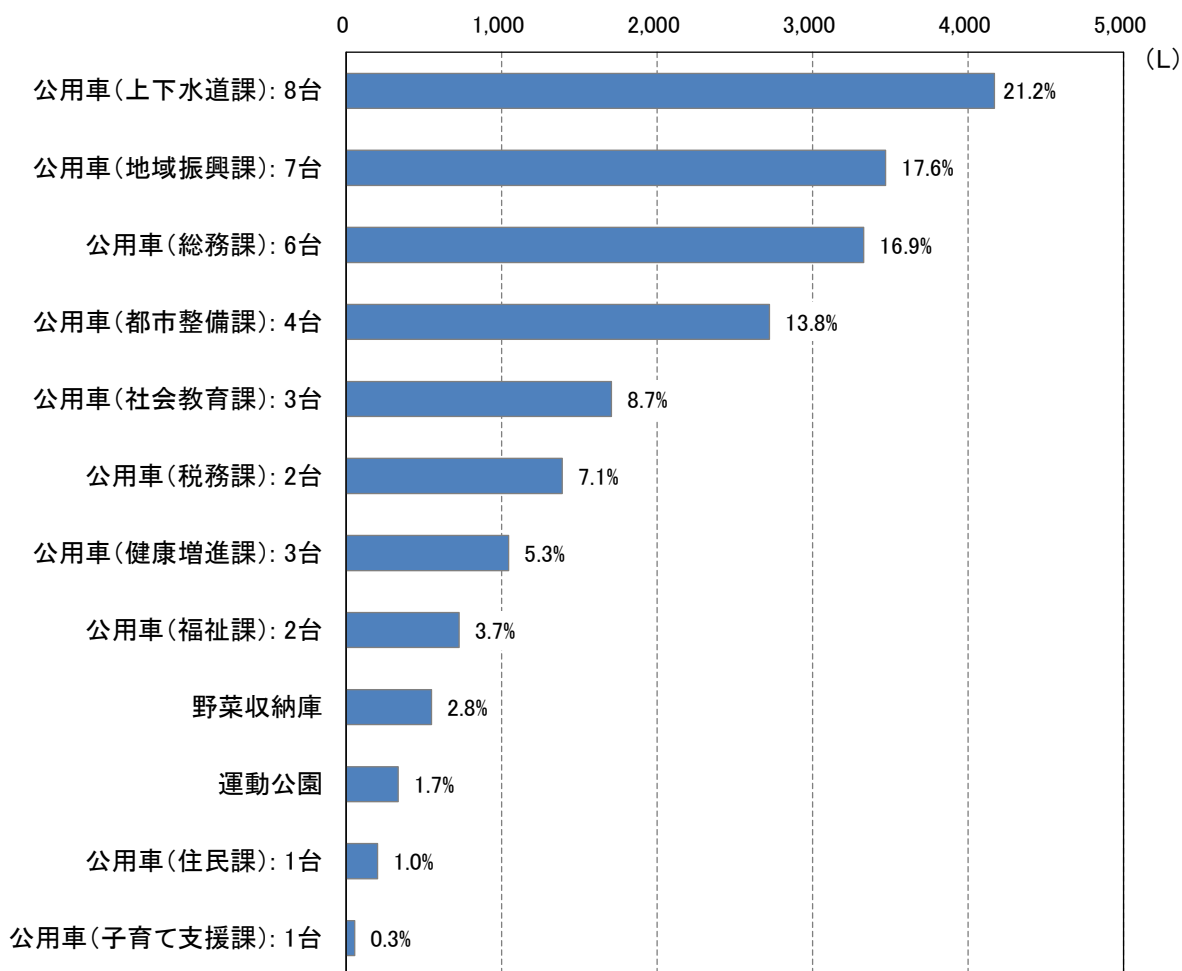
3 エネルギー使用及び温室効果ガス排出状況

(1) 基準年度(2013 年度)の状況

④ ガソリン使用量

2013 年度のガソリン使用量は、19,694 L です。

公用車の燃料としての使用量が多く、全体の 96%を占めています（図 16）。



※「公用車（〇〇課）：●台」は、公用車を管理している課と台数を示す。

図 16 施設別ガソリン使用量の内訳

⑤ 軽油使用量

2013 年度の軽油使用量は、21,273 L です。主にコミュニティバスの燃料として使用されており、全体の 89%を占めています（図 17）。

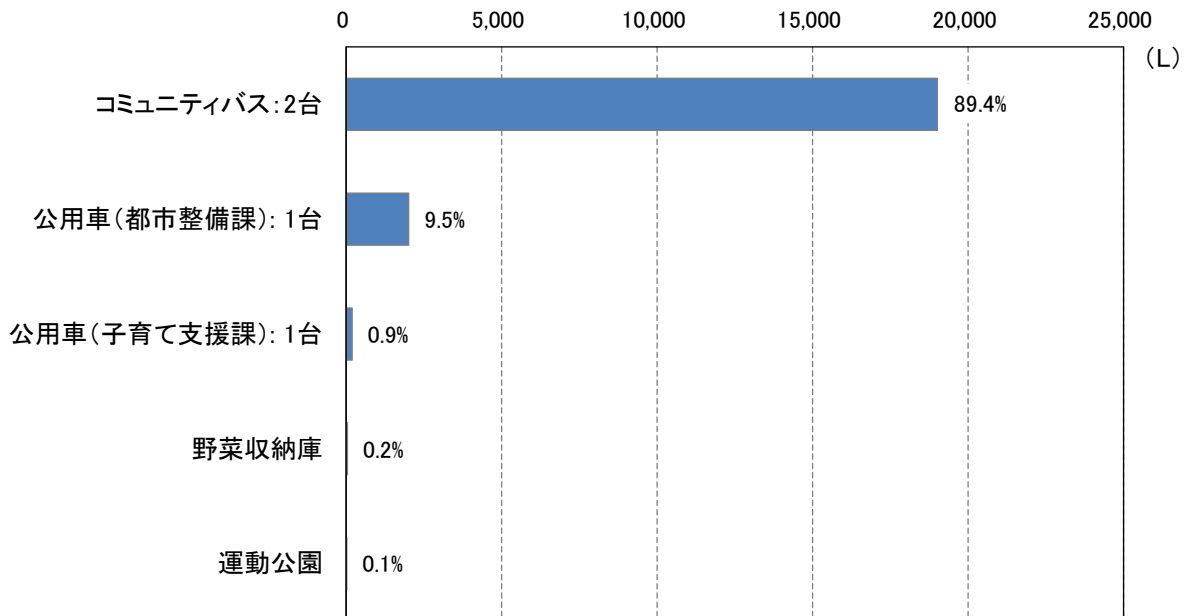


図 17 施設別軽油使用量の内訳

⑥ A 重油使用量

2013 年度の A 重油使用量は、3,070 L です。アザレア幼稚園で使用されています（図 18）。

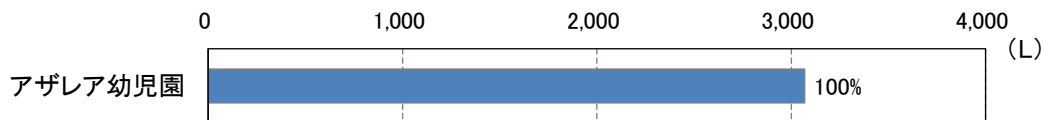


図 18 施設別 A 重油使用量の内訳

(2) 基準年度 (2013 年度) 以降の変化

1) 温室効果ガス排出量の経年変化

町の事務・事業に伴う温室効果ガス総排出量は、年度により増減があるものの、経年的には概ね減少傾向で推移しています。2021 年度の排出量は、基準年度(2013 年度)と比べると 27%減少しています(図 19)。

二酸化炭素以外の温室効果ガスをみると、メタン(CH_4)、一酸化二窒素(N_2O)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)の排出量は横ばいで推移しています(表 7)。

【主な減少要因】

- ・須恵町と契約している電気事業者の基礎排出係数の低下(p.40 表 19)。

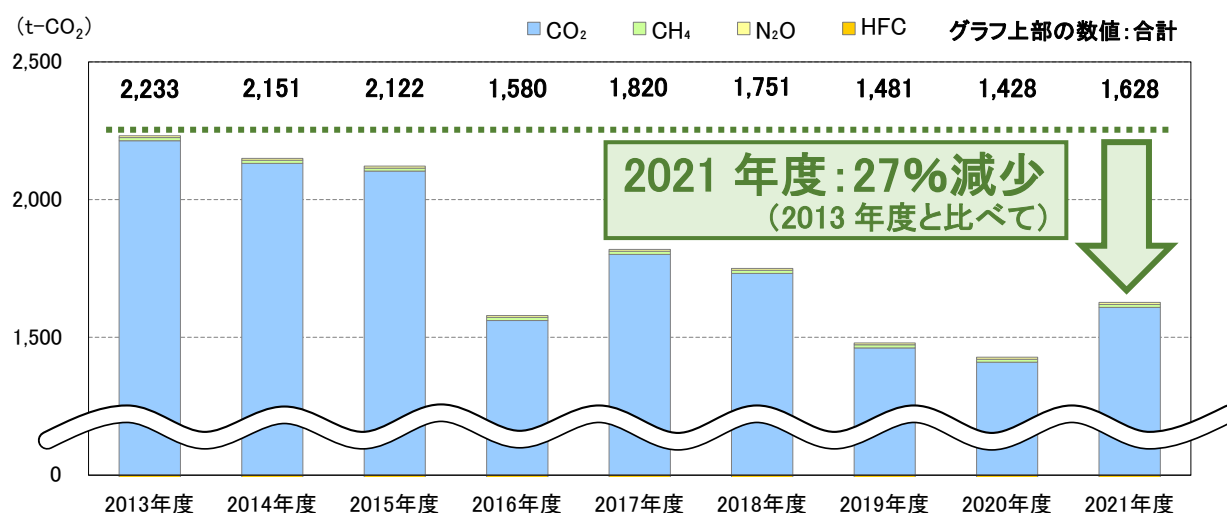


図 19 2013～2021 年度の温室効果ガス総排出量の経年変化

表 7 温室効果ガス排出量の内訳 (2013～2021 年度)

区分	(t-CO ₂)								
	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
CO ₂	2,214	2,132	2,103	1,561	1,801	1,733	1,462	1,410	1,609
CH ₄	11.1	11.1	11.1	11.1	11.1	11.1	11.1	11.1	11.1
N ₂ O	7.1	7.0	6.9	6.9	7.0	7.0	6.9	6.7	7.0
HFC	0.59	0.60	0.63	0.66	0.67	0.67	0.65	0.66	0.68
計	2,233	2,151	2,122	1,580	1,820	1,751	1,481	1,428	1,628

2) エネルギー使用量の経年変化

町の事務・事業に伴うエネルギー使用量は、2013年度から2019年度にかけては概ね横ばいに推移しています。その後、2020年度に減少したものの、2021年度には増加しました(図20)。

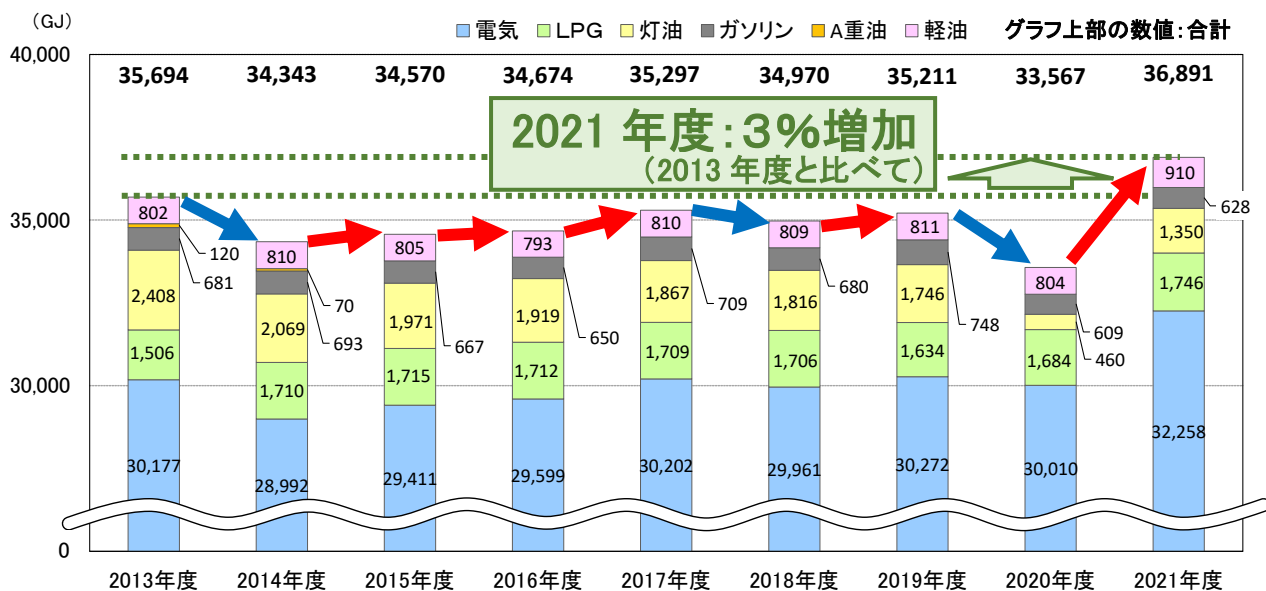
2021年度のエネルギー使用量は、基準年度(2013年度)と比べると約3%増加しています。

●2019年度→2020年度【主な減少要因】

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大の影響等による施設利用機会の減少。
- ・福祉センターの灯油使用量の減少。
(新型コロナウイルス感染症の拡大による休館。)

●2020年度→2021年度【主な増加要因】

- ・福祉センターの灯油使用量が2019年度と同等の水準に回復。
- ・地域活性化センター、須恵第一小学校、須恵第二小学校の電気使用量が増加。
- ・残業時間の増加等により須恵町役場の電気使用量が増加。



※ ➡: 前年度と比較して増加 ➡: 前年度と比較して減少

図20 2013～2021年度のエネルギー使用量(熱量換算値)

3) 施設別のエネルギー使用量の変化

2021 年度の施設別のエネルギー使用量を、2013 年度（基準年度）と比較しました（表 8）。エネルギー使用量が多い施設の主な増減要因は、以下のとおりです。

【増加している施設及び考えられる主な要因】

- ・ 須恵町役場：残業時間の増加、議会開催日数の増加
- ・ 小中学校：空調の導入
（ただし、須恵第三小学校では高効率照明を導入したことにより、増加量が比較的抑えられている。）

【減少している施設及び考えられる主な要因】

- ・ 地域活性化センター：高効率照明への更新
新型コロナウイルス感染症拡大による利用者数の減少
- ・ アザレアホール須恵：空調の電化による灯油使用量の減少
- ・ 福祉センター：新型コロナウイルス感染症拡大による利用者数の減少

表 8 2013 年度と 2021 年度のエネルギー使用量の比較（主要施設）

施設名称	2013年度 (GJ)	2021年度 (GJ)	増減量 2021年度 -2013年度 (GJ)	2013年度比 (%)
須恵第二小学校	2,682	3,883	+1,201	45%
須恵第一小学校	2,278	3,139	+861	38%
須恵町役場	3,180	3,883	+703	22%
アザレア幼児園	1,080	1,665	+585	54%
第二浄水場	215	769	+554	257%
南幼稚園	229	555	+326	143%
須恵東中学校	1,582	1,770	+188	12%
佐谷浄水場	2,662	2,849	+187	7%
コミュニティバス	717	900	+183	26%
須恵中学校	2,310	2,489	+180	8%
須恵第三小学校	1,999	2,134	+134	7%
れいんぼ一幼児園	1,044	1,177	+133	13%
あおば会館(図書館・体育館)	841	932	+91	11%
皿山アクアセンター	563	631	+68	12%
古の添アクアセンター	433	474	+41	10%
歴史民俗資料館	268	299	+31	12%
カルチャーセンター	207	235	+28	13%
スポーツ公園	516	468	-47	-9%
運動公園	733	671	-62	-8%
公用車	734	588	-146	-20%
西体育館	413	187	-226	-55%
福祉センター	1,324	1,073	-251	-19%
久我記念館	544	279	-265	-49%
地域活性化センター	4,225	3,160	-1,065	-25%
アザレアホール須恵	3,603	2,060	-1,542	-43%

増

減

(3) 職員による取組の実施状況

温室効果ガス排出量の抑制につながる取組（環境配慮行動）について、職員の日常業務に関する取組や設備・機器の運用改善等を中心に、2021年度の取組の実施状況を調査しました（表9）。

区分ごとにみると、「⑦ 公用車」、「⑧ その他」の取組については平均で70点（概ね実施している）を超えており、比較的意識を高くもって取り組まれているといえます。その一方、「① 物品購入」、「② 用紙類」、「③ リサイクル」、「④ OA 機器」、「⑤ 照明設備」、「⑥ 空調設備」に関する取組については、改善の余地があると考えられます。

個々の取組の実施状況をみると、平均点が高い取組（80点以上）、平均点が低い取組（50点未満）は次ページのとおりです。

表9 取組の実施状況

区分	取組の例	得点範囲	平均点
① 物品購入	・グリーン購入を心がけている	－	46
② 用紙類	・両面印刷や、裏面コピー、縮小機能を利用する。 ・会議をペーパーレスで行う。 など	23～83	60
③ リサイクル	・使用済封筒、ファイル、付箋紙等を再使用する。 ・資源回収ボックスを利用している。 など	61～76	67
④ OA 機器	・省電力設定が可能な機器は、その設定を行う。 ・長期間使用しない機器はコンセントを抜く。 など	27～59	42
⑤ 照明設備	・可能な範囲で照明を間引きする。 ・残業時は点灯箇所を限定する。 など	5～66	43
⑥ 空調設備	・空調フィルターを定期的に点検・清掃する。 ・退勤の1時間前に冷暖房を切る。 など	0～67	44
⑦ 公用車	・急発進・急加速をしない。 ・タイヤの空気圧を適正にする。 など	0～88	73
⑧ その他	・クールビズ・ウォームビズを積極的に実施する。 ・夏季は暖房便座の電源を切る。 など	17～91	74
全体		0～91	58

【平均点の算出方法】

以下の取組に対する回答にそれぞれ点数を与え平均点（1）を算出し、さらに区分ごとの平均点（2）を算出した。

$$(1) = \left[\begin{array}{ll} \text{「徹底して実施している」} & \text{の回答数} \times 100 \text{ 点} \\ \text{「概ね実施している」} & \text{の回答数} \times 70 \text{ 点} \\ \text{「あまり実施していない」} & \text{の回答数} \times 30 \text{ 点} \\ \text{「まったく実施していない」} & \text{の回答数} \times 0 \text{ 点} \end{array} \right] \div \text{回答数}$$

$$(2) = (1) \div \text{取組の項目数（区分ごと）}$$

＜平均点が 80 点以上の取組＞

【②用紙類】

- メモ用紙等には、可能な限り裏紙（個人情報等を含む文書を除く）を使用する。（83 点）

【⑦公用車】

- 急発進・急加速をしない。（88 点）
- unnecessary アイドリングをしない。（88 点）
- 車間距離を詰め過ぎない等、加速・減速を繰り返さないように運転している。（88 点）

【⑧その他】

- エレベーターにおける職員の利用は体調不良、荷物の積み降ろしのための利用とする。（89 点）
- クールビズ・ウォームビズを積極的に実施する。（91 点）
- 夏季は暖房便座の電源を切る。（88 点）
- 食器洗浄や洗濯時等は、水を流しっぱなしにしない。（83 点）

＜平均点が 50 点未満の取組＞

【①物品購入】

- 物品購入時は、「グリーン購入⁴」を心掛ける。（46 点）

【②用紙類】

- 用紙の使用量を把握・管理する。（23 点）
- 会議をペーパーレス（ノートパソコンやタブレットの利用等）で行う。（25 点）

【④OA 機器】

- 一時的な離席時に、パソコンのモニターの電源を切る。（27 点）
- 省電力設定が可能な機器は、その設定を行う。（45 点）
- 長期間使用しない機器はコンセントを抜く。（38 点）

【⑤照明設備】

- 可能な範囲で照明を間引きする。（44 点）
- 照明器具を定期的に清掃する。（5 点）

【⑥空調設備】

- ブラインドやカーテンを活用し、冷暖房の効率を上げる。（48 点）
- 退勤の 1 時間前に冷暖房を切る。（9 点）
- 夏季は空調機の室外機に日除けを設置する。（0 点）

【⑦公用車】

- 低燃費車や低公害車を優先的、計画的に使用する。（32 点）

【⑧その他】

- 温暖化対策やその効果に関する情報を定期的に職員へ提供する。（17 点）

⁴ 必要性を再考の上、必要な場合には環境配慮された製品を購入すること（詰め替え可能な製品や長期利用が可能な製品、エコマーク等の環境ラベル表示がある製品の購入、コピー用紙やトイレトペーパーは再生紙を購入するなど）。

4 計画の目標

(1) 目標設定の考え方

温対法により、「市町村は、地球温暖化対策計画に即して地方公共団体実行計画を策定するものとする」とされているため、本計画では地球温暖化対策計画⁵に準じた目標設定とします。

地球温暖化対策計画には部門別の削減目標が示されていますが、町の事務・事業は「業務その他部門」に該当するため、本計画の削減目標は、「業務その他部門」の削減目標に準じることとします。

◆国の地球温暖化対策計画の削減目標

2030 年度に 2013 年度比で 46%削減
→そのうち、「業務その他部門」の削減目標：51%削減

表 10 地球温暖化対策計画における 2030 年度の温室効果ガス排出量の削減目標【再掲】

温室効果ガス排出量 ・吸収量 (単位：億t-CO ₂)		2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標
		14.08	7.60	▲46%	▲26%
エネルギー起源CO ₂		12.35	6.77	▲45%	▲25%
部門別	産業	4.63	2.89	▲38%	▲7%
	業務その他	2.38	1.16	▲51%	▲40%
	家庭	2.08	0.70	▲66%	▲39%
	運輸	2.24	1.46	▲35%	▲27%
	エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%
非エネルギー起源CO ₂ 、メタン、N ₂ O		1.34	1.15	▲14%	▲8%
HFC等4ガス（フロン類）		0.39	0.22	▲44%	▲25%
吸収源		-	▲0.48	-	(▲0.37億t-CO ₂)
二国間クレジット制度（JCM）		官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			-

出典：「地球温暖化対策計画の改定について」（環境省）

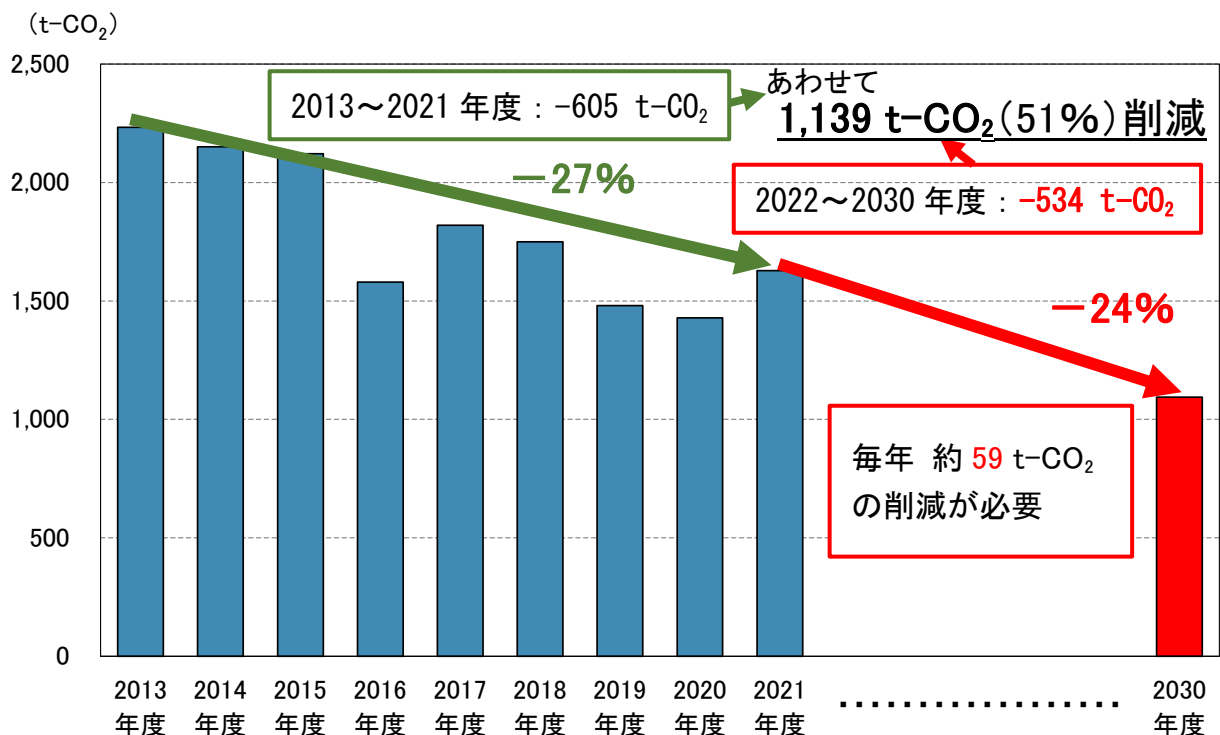
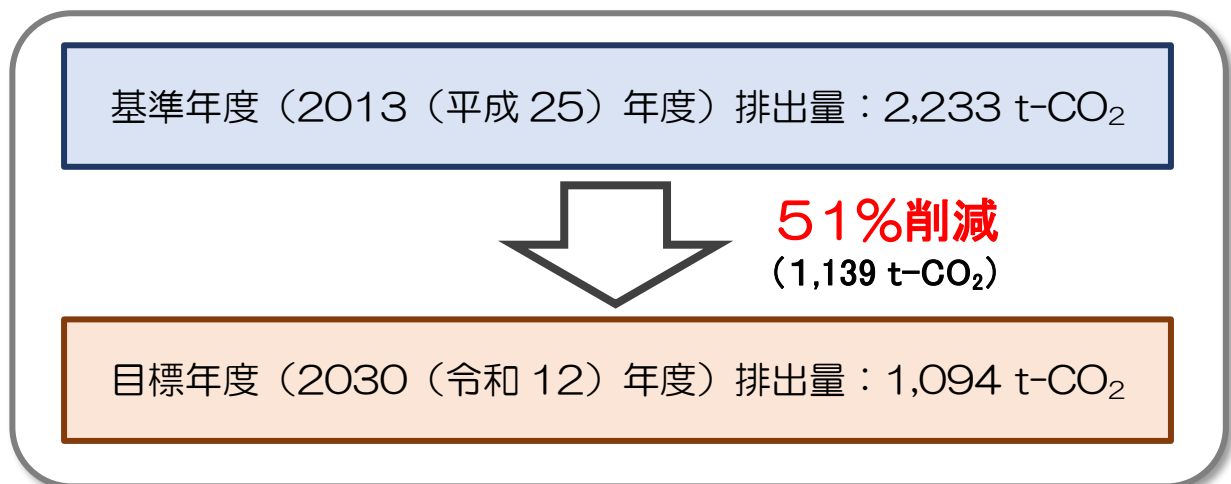
⁵ 温対法に基づく政府の総合計画で、2021 年 10 月 22 日に閣議決定（前回の計画を5年ぶりに改定）された。日本は、2021 年 4 月に、2030 年度において温室効果ガス排出量 46%削減（2013 年度比）を目指すこと、さらに 50%の高みに向けて挑戦を続けることを表明。改定された地球温暖化対策計画は、この新たな削減目標も踏まえて策定されたもので、二酸化炭素以外も含む温室効果ガスの全てを網羅し、新たな 2030 年度目標の裏付けとなる対策・施策を記載して新目標実現への道筋が描かれている。

(2) 温室効果ガス排出量の削減目標

町の事務・事業に伴う温室効果ガス排出量の削減目標は、2030 年度の排出量を 2013 年度比で 51% (1,139 t-CO₂) 削減し、1,094 t-CO₂ 以下にすることとします (図 21)。

2021 年度の温室効果ガス排出量は 1,628 t-CO₂ であり、2013 年度比で 27% 削減されていますが、目標を達成するためにはさらに 24% の削減が必要です。様々な取組を推進することにより、目標の達成を目指します。

◆温室効果ガス排出量の削減目標



※ 小数点以下を四捨五入しているため、各数値の合計が一致しない場合があります。

図 21 温室効果ガス排出量の削減目標

5 目標達成に向けた取組

(1) 取組の基本方針

国の地球温暖化対策計画において、地方公共団体は、「国が政府実行計画に基づき実施する取組に準じて、率先的な取組を実施する」と記載されています。

そこで、政府実行計画⁶の主な取組(表 11)を参考に、町の取組内容を設定します。

表 11 政府実行計画の主な取組とその目標

取組	目標
太陽光発電の最大限の導入	2030 年度には設置可能な建築物(敷地を含む。)の約 50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指す。
建築物における省エネルギー対策の徹底	今後予定する新築事業については原則 ZEB Oriented ⁷ 相当以上とし、2030 年度までに新築建築物の平均で ZEB Ready ⁸ 相当となることを目指す。
電動車の導入	代替可能な電動車(EV、FCV、PHEV、HV)がない場合等を除き、新規導入・更新については 2022 年度以降全て電動車とし、ストック(使用する公用車全体)でも 2030 年度までに全て電動車とする。
LED 照明の導入	既存設備を含めた政府全体の LED 照明の導入割合を 2030 年度までに 100%とする。
再生可能エネルギー電力調達の推進	2030 年度までに各府省庁で調達する電力の 60%以上を再生可能エネルギー電力とする。
廃棄物の 3R+Renewable	プラスチックごみをはじめ庁舎等から排出される廃棄物の 3R+Renewable ⁹ を徹底し、サーキュラーエコノミー ¹⁰ への移行を総合的に推進する。

⁶ 「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画(令和3年10月22日閣議決定)」のこと。措置の内容として、①再生可能エネルギーの最大限の活用に向けた取組、②建築物の建築、管理等に当たっての取組、③財やサービスの購入・使用に当たっての取組、④その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の削減等への配慮、⑤ワークライフバランスの確保・職員に対する研修等、⑥各府省庁の実施計画の策定、⑦政府実行計画の推進体制の整備と実施状況の点検が示されている。

⁷ 省エネ対策によりエネルギー使用量を 30~40%以上削減した建築物。延べ面積が 10,000 平方メートル以上の建物が対象。

⁸ 省エネ対策によりエネルギー使用量を 50%以上削減した建築物。

⁹ Reduce: リデュース(発生抑制)、Reuse: リユース(再使用)、Recycle: リサイクル(再生利用)の3つのRに、Renewable: リニューアブルを加えた総称。Renewableとは、プラスチック製品を再生可能資源に代替すること(プラスチック製の袋を紙袋に変更するなど)を意味する。

¹⁰ 従来の3Rの取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動。資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止等を目指すもの。和訳は循環経済。

(2) 取組内容

1) 再生可能エネルギー導入・活用の推進

【重点的な取組】

○公共施設への太陽光発電設備の導入を推進する。

- ・災害時の避難場所となる小中学校について、太陽光発電設備の導入を優先的に検討し、可能な限り最大限導入する。
- ・そのほかの公共施設や、公共施設の駐車場、公園内の空きスペース、ため池などについても太陽光発電設備の設置可能性を検討し、最大限の導入を目指す。

○二酸化炭素排出係数が低く、再生可能エネルギー導入比率の高い電力調達を推進する。

【その他の取組】

- ・太陽光発電設備とともに蓄電池の導入を推進し、発電した電気の自家消費率を向上させる。
- ・各種取組を推進しても削減目標の達成が困難な場合は、カーボンクレジットの購入を検討する。

2) 施設・設備の省エネ化の推進

【重点的な取組】

- 更新可能な公共施設に LED 照明を導入する。
- 更新可能な公共施設に高効率空調設備を導入する。
 - ・地域活性化センターの空調設備を更新する。
 - ・そのほかの公共施設についても、高効率空調への更新を検討する。
- 代替可能な電動車（EV、FCV、PHEV、HV）がない場合や、電動車が使用用途に適さない等の事情がある場合を除き、新規購入・更新については全て電動車とする。

【その他の取組】

- ・人感センサー付き照明を導入する。
- ・照明範囲を細分化する設備を導入し、必要な場所のみ点灯できるようにする。
- ・通路や階段等の共有部分で、通行・作業に支障のない場所は点灯しない。
- ・可能な範囲で照明を間引きする。
- ・冷暖房は、室温が適正温度（冷房 28℃、暖房 20℃を目安）となるように設定する。
- ・空調フィルターを定期的に点検・清掃する。
- ・冷房期間中は空調機の室外機に日除けを設置する。
- ・グリーンカーテンの設置や屋上緑化（太陽光発電設備の設置が困難である場合）を実施する。
- ・OA 機器、給湯設備等を購入・更新する際には、エネルギー消費効率の高い機器・設備を選択する。
- ・温水洗浄便座は季節に合わせて設定温度を調節する。
- ・今後予定する新築事業については ZEB Oriented 相当以上とし、2030 年度までに新築建築物の平均で ZEB Ready 相当となることを目指す。
- ・二重窓や高断熱ガラスの導入等、建物の省エネ改修を計画的に行う。
- ・電力消費監視システムなどを導入し、電力消費を見える化する。
- ・公用車の電気自動車等の電力のため、駐車場へ充電設備の整備を進める。
- ・定時退社日（ノー残業デー）を設定・推進し、施設・設備の稼働時間を削減する。
- ・自治体 DX¹¹を推進すること等により業務を効率化し、残業時間を削減する。

¹¹ デジタルトランスフォーメーションの略称。デジタル技術を活用して製品やサービス、業務フローそのものを変革して新しい価値を生み出すこと。総務省は、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化した「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画（令和 4 年 9 月）」に基づき、自治体の DX を推進している。

3) ごみの削減・リサイクルの推進

【重点的な取組】

○ペーパーレス化を推進し、用紙の使用量を削減する。

- ・会議をペーパーレス（ノートパソコンやタブレットの利用等）で行う。
- ・内部回覧資料、内部手続きなどは庁内ネットワーク等を活用して電子データで行う。
- ・電子決裁、文書管理の電子化等、庁内のアナログ業務をデジタル化する。
- ・電子署名¹²、住民票等各種証明書のデジタル化等の導入を推進する。
- ・契約事務のデジタル化等の導入を推進する。
- ・ペーパーレス化に関わる備品（ノートパソコンやタブレットなど）を拡充する。

【その他の取組】

- ・資源回収ボックスを設置して、分別収集を徹底する。
- ・食品残さや生ごみが発生する施設について、生ごみ処理機やコンポストの導入を検討する。たい肥化された生ごみは無償もしくは安価で提供するか、小学校等の教育現場で環境学習の教材として活用する。

¹² 電子文書に付与する、電子的な徴証であり、紙文書における印章やサインに相当する役割をはたすものである。主に本人確認や偽造・改竄（かいざん）の防止のために用いられる。

4) 職員による省エネ・省資源化行動の推進

【重点的な取組】

- 省エネ行動・省資源化行動の実施率：70%以上を目指す。
(全ての取組の平均値)
- ・年1回、職員の省エネ・省資源化行動の取組状況を確認する。
 - ・職員向けに省エネ・省資源対策等に関する研修を実施する。

表12 職員一人ひとりが取り組む「省エネ」行動

項目	No	取組
空調	1	クールビズ・ウォームビズを積極的に実施する。
	2	冷暖房は、室温が適正温度（冷房 28℃、暖房 20℃を目安）となるように設定する。
	3	冷房効率を上げるため、カーテンやブラインドを有効に利用する。
	4	空調の吹き出し口付近の障害物を撤去する（障害物を置かない）。
	5	換気の際には、熱交換形換気機器 ¹³ （ロスナイ等）を使用する。
照明	6	昼休みは支障のない範囲で消灯する。
	7	使用していない箇所はこまめに消灯する。
	8	残業時は使用している場所のみ点灯する。
OA 機器	9	一時的な離席時に、パソコンのモニターの電源を切る。
	10	長時間席を離れるときはOA 機器の電源を切るか、スタンバイモードにする。
	11	省電力設定が可能な機器は、その設定を行う。
	12	長期間使用しない機器はコンセントを抜く。
公用車	13	運転する際は、エコドライブを徹底する。 ①やさしい発進を心がける ②加減速の少ない運転を心がける ③エンジブレイキを活用する ④カーエアコンは適切に使用する ⑤無駄なアイドリングをしない ⑥タイヤの空気圧をチェックする ⑦不要な荷物を積まない
	14	低燃費車や低公害車を優先的、計画的に使用する。
	15	オンライン会議の活用等により、移動の機会を削減する。
	16	なるべく公用車の利用を控え、公共交通機関を利用する。
	17	公用車の走行距離や燃料使用量等の実態を把握し、改善を行う。
その他	18	エレベーターの利用は、体調不良の場合や荷物の積み降ろしのみとし、階段を利用する。
	19	温水洗浄便座のフタを使用時以外は閉める。
	20	町有施設の運営を委託している場合、運営者等に対して温室効果ガスの排出削減等の措置を講ずるよう要請する。

¹³ 換気の際に捨てられてしまう室内の暖かさや涼しさを、熱交換器によって再利用（熱回収）しながら換気する機器。約5～8割の熱エネルギーを回収できるため、夏期・冬期の冷暖房負荷を低減し、省エネルギーで換気することが可能。

表 13 職員一人ひとりが取り組む「省資源化」行動

項目	No	取組
物品購入	1	物品やサービス等を購入する場合は、環境に配慮されたものを購入する「グリーン購入」を心がける。
用紙類	2	支障のない範囲で両面印刷や裏面コピー、縮小機能を活用する。
	3	メモ用紙等には、可能な限り裏紙（個人情報等を含む文書を除く）を使用する。
	4	コピー機等におけるミスコピー、ミスプリントを防止する（リセットボタン、オールクリアボタンの利活用）。
	5	庁内ネットワーク等を活用し、ペーパーレス化を推進する。
	6	会議をペーパーレス（ノートパソコンやタブレットの利用等）で行う。
ごみ・リサイクル	7	用紙類や缶・ペットボトル等の資源化物の分別を徹底する。
	8	使用済みの封筒やファイル等の事務用品を再利用する。
	9	マイバッグ、マイボトルを使用するなど、使い捨て商品の使用を抑制する。
節水	10	手洗いや歯磨き等をする時は、こまめに水を止めて節水に努める。

6 計画の推進

(1) 推進体制

1) 須恵町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）推進会議

本計画を推進するため、須恵町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）推進会議（以下、「推進会議」とします。）を設置します。推進会議は、須恵町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）推進委員（以下、「推進委員」とします。）により運営します。推進委員は、具体的な取組項目の職員への周知と推進を図るとともに、定期的に計画内容の点検・評価、計画の見直しなどを行います。

2) 事務局

事務局は、地域振興課が担当します。

事務局は、計画内容の周知徹底を図るために、職員への情報提供を行うほか、研修を実施します。また、各課担当者からの点検結果報告を踏まえて計画の実施状況を取りまとめ、推進会議の開催・運営、実施状況の公表などを行います。

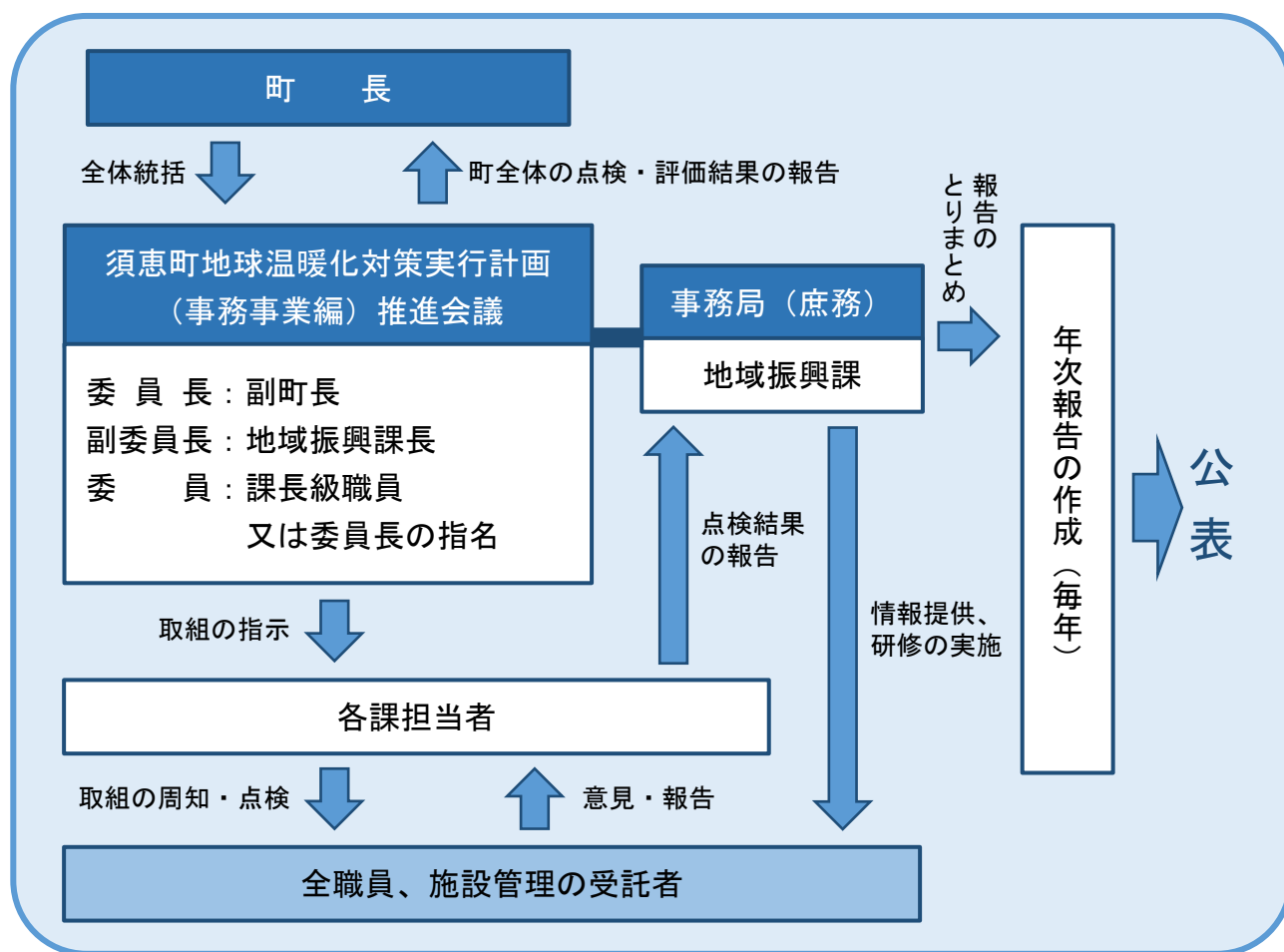


図 22 計画の推進体制

(2) 進行管理の方法

計画の進行管理は、①Plan（計画）、②Do（実行）、③Check（評価）、④Act（改善）という、PDCA サイクルによる進行管理を行います。

1) Plan（計画）

事務局は、推進委員の指示に基づき 1 年間のスケジュールを設定し、職員へ通知します。職員は、目標を確認し取組内容を各課・各施設で共有します。

2) Do（実行）

職員は、推進委員の指示に基づき計画に示す取組を実施します。

事務局は、職員の意識を啓発し、計画を効果的に推進するために、情報提供や研修などを実施します。

<職員への情報の提供>

事務局は、計画内容の周知徹底を図るために、職員への情報提供を行います。

表 14 職員への情報提供

提供方法	提供内容
・館内掲示 ・庁内 LAN 等	・計画の内容 ・取組の項目 ・エネルギー使用量の推移 ・削減目標の達成状況 など

<研修の実施>

事務局は、計画の着実な推進を図るために、職員に向けて研修を実施します。

表 15 職員の研修

項 目	内 容
対 象	全職員
頻 度	年 1 回程度
研修内容	地球温暖化の現状、計画の目的、取組の内容、職員の役割、計画及び取組に係る意見交換 など

3) Check (評価)

エネルギー使用量等は、地方公共団体実行計画策定・管理等支援システム（以下、「LAPSS」とします。）を用いて管理します。各課担当者は、毎月、各施設のエネルギー使用量等をLAPSSに入力します。事務局は、入力状況を確認します。

取組の実施状況は、年1回の実施状況調査により確認します。

事務局は、LAPSSに登録されたエネルギー使用量を用いて町の事務・事業に伴う温室効果ガス排出量を算定します。また、取組の実施状況調査結果をとりまとめ、推進会議に報告します。

推進会議は、報告内容を踏まえて、計画の推進状況の点検・評価を行います。

表 16 活動量及び取組の実施状況調査

項 目	調査担当課	報告回数
電気・燃料使用量	施設及び車両を管理する全ての課	毎月 LAPSS に入力
自動車台数、走行量	車両を管理する全ての課	
浄化槽の使用人数（須恵第一小学校分）	学校教育課	
施策の実施状況	担当課、事務局	年 1 回
職員による省エネ・省資源化行動	全ての課	

4) Act (改善)

事務局及び推進委員は、点検結果や推進状況を踏まえて次年度に向けた見直しを行います。計画を改定した場合は、改定内容を須恵町ホームページに公開します。温室効果ガスの排出状況や目標の達成状況等は、ホームページなどによって毎年公開します。

表 17 計画や実施状況の公表

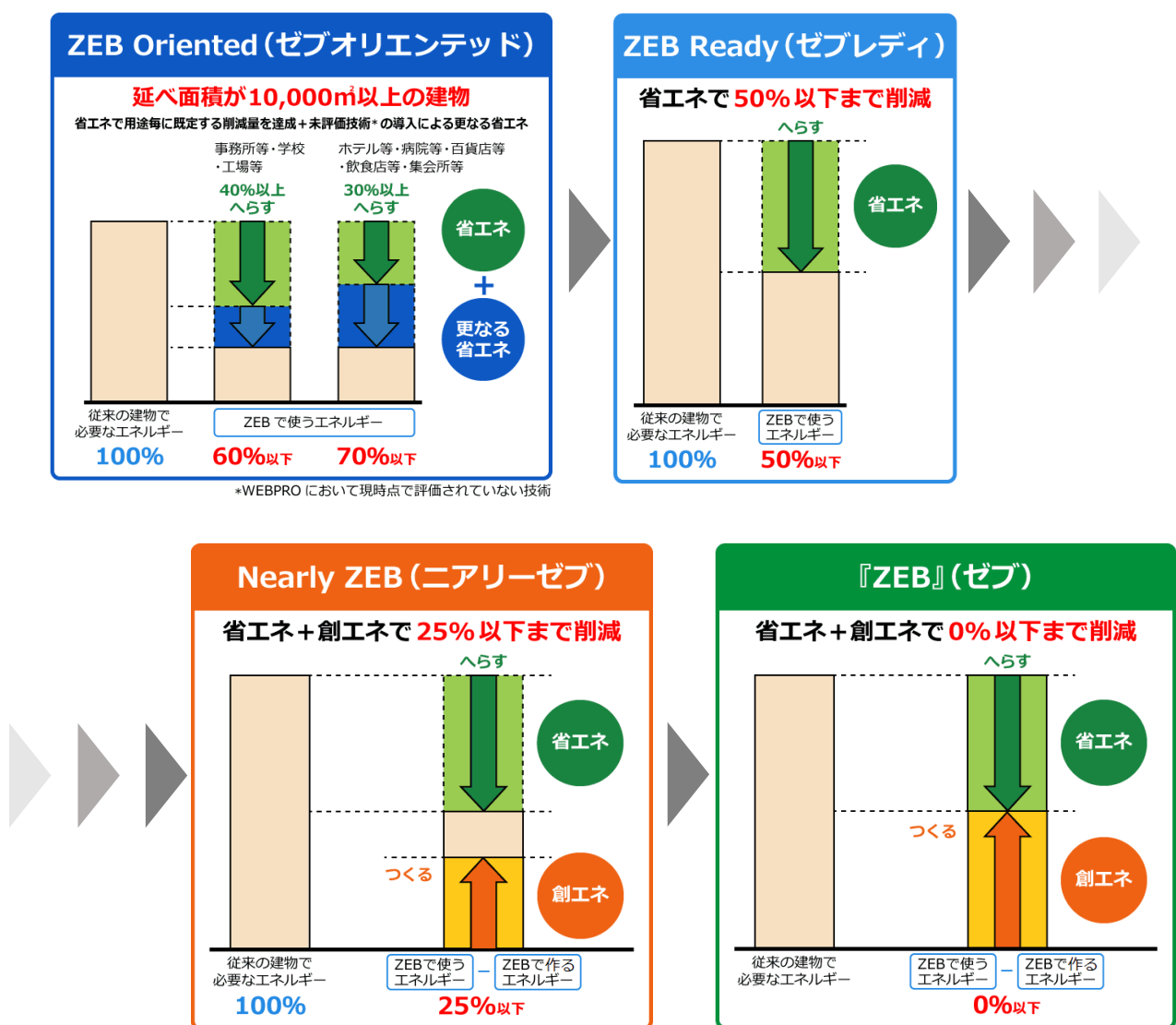
公表方法	内 容
ホームページ	・ 計画全文 ・ 目標の達成状況 ・ 取組の実施状況

巻末資料

(1) 用語解説：ZEB

Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略称で、「ゼブ」と呼びます。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のことです。

現在、ZEB の実現・普及に向けて、以下の 4 段階の ZEB が定性的及び定量的に定義されています。



出典：ZEB の定義（環境省ホームページ）

図 23 ZEB の定義

(2) 温室効果ガス排出量の算定方法

温室効果ガス排出量は、環境省マニュアル¹⁴に基づき、電気使用量や燃料使用量等の活動量に排出係数を乗じて算定しました(表 18)。温室効果ガス排出量の算定に使用した電気事業者別の排出係数を表 19 に、燃料種別の排出係数を表 20～表 23 に、地球温暖化係数¹⁵を表 24 に示します。

なお、算定に用いる電気事業者の基礎排出係数は、公表時期の都合により、算定する年度の前年度の実績値を用いています。

表 18 温室効果ガス排出量の計算方法(二酸化炭素換算含む)

項 目	温室効果ガス排出量 (kg-CO ₂ 、kg-CH ₄ 、kg-N ₂ O、kg-HFC)	二酸化炭素換算 (kg-CO ₂)
二酸化炭素	電気使用量×排出係数(表 19) 燃料使用量×排出係数(表 20)	—
メタン	走行距離×排出係数(表 21、表 22)	各温室効果ガス排出量 × 地球温暖化係数 (表 24)
一酸化二窒素	浄化槽の処理対象人員×排出係数(表 21、表 22)	
ハイドロフルオロカーボン	カーエアコンの使用台数×排出係数(表 23)	

表 19 須恵町と契約実績のある電気事業者の基礎排出係数

(kg-CO₂/kWh)

電気事業者	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
九州電力(株)	0.612	0.613	0.584	0.509	0.462	0.438	0.319	0.344	0.365
エネサーブ(株)	0.616	0.617	0.634	0.364	0.493	0.410	0.424	0.365	0.347
イーレックス(株)	0.603	0.500	0.662	0.555	0.501	0.539	0.416	0.385	0.470
エバーグリーン・ リテイリング(株)	—	—	—	0.732	0.583	0.501	0.538	0.780	0.619
エバーグリーン・ マーケティング(株)	—	—	—	—	—	—	0.316	0.308	0.435
基礎排出係数の 実績値年度※	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度

出典：電気事業者毎の基礎排出係数一覧<令和 2 年度実績(R4/6/15 告示)>(環境省 地方公共団体実行計画 策定・実施支援サイト)

※算定に用いる基礎排出係数は、公表時期の都合により、算定する年度の前年度の実績値を用いています。

例：2021 年度の二酸化炭素排出量を算定する場合の排出係数は、2020 年度の排出係数(九州電力の場合は 0.365)を用いて算定しています。

¹⁴ 「地方公共団体実行計画(事務事業編)策定・実施マニュアル(本編)」(令和 4 年 3 月、環境省)、および「地方公共団体実行計画(事務事業編)策定・実施マニュアル(算定手法編)」(令和 4 年 3 月、環境省)。

¹⁵ 各温室効果ガスの地球温暖化をもたらす効果の程度を、二酸化炭素の当該効果に対する比で表したもの。

表 20 燃料種別の二酸化炭素の排出係数

項 目	排出係数
ガソリン	2.32 kg-CO ₂ /L
灯 油	2.49 kg-CO ₂ /L
軽 油	2.58 kg-CO ₂ /L
A 重油	2.71 kg-CO ₂ /L
液化石油ガス (LPG)	3.00 kg-CO ₂ /kg

出典：「温対法施行令第3条」から引用

表 21 メタンの排出係数

項 目			排出係数
自動車の 走行	ガソリン・ LPG	普通・小型乗用車 (定員 10 名以下)	0.000010 kg-CH ₄ /km
	ガソリン	普通・小型乗用車 (定員 11 名以上)	0.000035 kg-CH ₄ /km
		軽乗用車	0.000010 kg-CH ₄ /km
		普通貨物車	0.000035 kg-CH ₄ /km
		小型貨物車	0.000015 kg-CH ₄ /km
		軽貨物車	0.000011 kg-CH ₄ /km
		普通・小型・軽特種用途車	0.000035 kg-CH ₄ /km
	軽油	普通・小型乗用車 (定員 10 名以下)	0.0000020 kg-CH ₄ /km
		普通・小型乗用車 (定員 11 名以上)	0.000017 kg-CH ₄ /km
浄化槽におけるし尿及び雑排水の処理			0.59 kg-CH ₄ /人・年

表 22 一酸化二窒素の排出係数

項 目			排出係数
自動車の 走行	ガソリン・ LPG	普通・小型乗用車 (定員 10 名以下)	0. 000029 kg-N ₂ O/km
	ガソリン	普通・小型乗用車 (定員 11 名以上)	0. 000041 kg-N ₂ O/km
		軽乗用車	0. 000022 kg-N ₂ O/km
		普通貨物車	0. 000039 kg-N ₂ O/km
		小型貨物車	0. 000026 kg-N ₂ O/km
		軽貨物車	0. 000022 kg-N ₂ O/km
		普通・小型・軽特種用途車	0. 000035 kg-N ₂ O/km
	軽油	普通・小型乗用車 (定員 10 名以下)	0. 000007 kg-N ₂ O/km
		普通・小型乗用車 (定員 11 名以上)	0. 000025 kg-N ₂ O/km
浄化槽におけるし尿及び雑排水の処理			0. 023 kg-N ₂ O/人・年

表 23 ハイドロフルオロカーボンの排出係数

項 目	排出係数
自動車用エアコンの使用	0.010 kg-HFC/台・年

表 24 地球温暖化係数

二酸化炭素 (CO ₂)	メタン (CH ₄)	一酸化二窒素 (N ₂ O)	ハイドロフルオロカーボン (HFC)
1	25	298	1,430※

※HFC は物質群の総称であり、個々の物質により地球温暖化係数が異なります。本計画ではカーエアコンに封入されている HFC として代表的な HFC-134a を対象とします。

(3) 施策の実施状況調査票

調査票1 施策の実施状況調査票

調査対象施設等：
回答課：

取組状況の選択項目

未実施	当該年度に実施していない場合
検討中	当該年度に実施を検討した場合
実施中・運用中	当該年度に取組みを実施・運用している場合
完了	当該年度または以前に取組が完了した場合
該当しない・実施不可能	該当しない・実施が不可能である場合

記入者名：				
2022年度分				
No	計画に記載している施策	回答欄		回答方法の補足
		取組状況	実施率 (%)	

■再生可能エネルギー導入・活用の推進

▶重点的な取組

1	災害時の避難場所となる小中学校について、太陽光発電設備の導入を優先的に検討し、可能な限り最大限導入する。				
2	そのほかの公共施設や、公共施設の駐車場、公園内の空きスペース、ため池などについても太陽光発電設備の設置可能性を検討し、最大限の導入を目指す。				
3	二酸化炭素排出係数が低く、再生可能エネルギー導入比率の高い電力調達を推進する。				

▶その他の取組

4	太陽光発電設備とともに蓄電池の導入を推進し、発電した電気の自家消費率を向上させる。				
5	各種取組を推進しても削減目標の達成が困難な場合は、カーボンクレジットの購入を検討する。				

■施設・設備の省エネ化の推進

▶重点的な取組

6	更新可能な公共施設にLED照明を導入する。				
7	地域活性化センターの空調設備を更新する。				
8	そのほかの公共施設についても、高効率空調への更新を検討する。				
9	代替可能な電動車（EV、FCV、PHEV、HV）がない場合や、電動車が使用用途に適さない等の事情がある場合を除き、新規購入・更新については全て電動車とする。				
10	人感センサー付き照明を導入する。				
11	照明範囲を細分化する設備を導入し、必要な場所のみ点灯できるようにする。				
12	通路や階段等の共有部分で、通行・作業に支障のない場所は点灯しない。				
13	可能な範囲で照明を間引きする。				
14	冷暖房は、室温が適正温度（冷房28℃、暖房20℃を目安）となるように設定する。				
15	空調フィルターを定期的に点検・清掃する。				
16	冷房期間中は空調機の室外機に日除けを設置する。				
17	グリーンカーテンの設置や屋上緑化（太陽光発電設備の設置が困難である場合）を実施する。				
18	OA機器、給湯設備等を購入・更新する際には、エネルギー消費効率の高い機器・設備を選択する。				
19	温水洗浄便座は季節に合わせて設定温度を調節する。				
20	今後予定する新築事業についてはZEB Oriented相当以上とし、2030年度までに新築建築物の平均でZEB Ready相当となることを目指す。				

図 24 施策の実施状況調査票(1)

▶その他の取組				
21	二重窓や高断熱ガラスの導入等、建物の省エネ改修を計画的に行う。			
22	電力消費監視システムなどを導入し、電力消費を見える化する。			
23	公用車の電気自動車等の電力のため、駐車場へ充電設備の整備を進める。			
24	定時退社日（ノー残業デー）を設定・推進し、施設・設備の稼働時間を削減する。			
25	自治体DX を推進すること等により業務を効率化し、残業時間を削減する。			
■ごみの削減・リサイクルの推進				
▶重点的な取組				
26	会議をペーパーレス（ノートパソコンやタブレットの利用等）で行う。			
27	内部回覧資料、内部手続きなどは庁内ネットワーク等を活用して電子データで行う。			
28	電子決裁、文書管理の電子化等、庁内のアナログ業務をデジタル化する。			
29	電子署名、住民票等各種証明書のデジタル化等の導入を推進する。			
30	契約事務のデジタル化等の導入を推進する。			
31	ペーパーレス化に関わる備品（ノートパソコンやタブレットなど）を拡充する。			
▶その他の取組				
32	資源回収ボックスを設置して、分別収集を徹底する。			
33	食品残さや生ごみが発生する施設について、生ごみ処理機やコンポストの導入を検討する。たい肥化された生ごみは無償もしくは安価で提供するか、小学校等の教育現場で環境学習の教材として活用する。			
■職員による省エネ・省資源化行動の推進				
▶重点的な取組				
34	年1回、職員の省エネ・省資源化行動の取組状況を確認する。			
35	職員向けに省エネ・省資源対策等に関する研修を実施する。			

図 24 施策の実施状況調査票(2)

(4) 職員による省エネ・省資源化行動調査票

調査票2 職員による省エネ・省資源化行動調査票

地域振興課		記入者名：	
※黄色のセルを入力してください。 取組状況は“1～5”の数字を入力してください。		2022年度分	
▼取組状況の選択項目		取組状況	備考
1	徹底して実施した(ほぼ100%)		
2	概ね実施した(70%)		
3	あまり実施しなかった(30%)		
4	全く実施しなかった(0%)		
5	該当しない		
▶職員一人ひとりが取り組む「省エネ」行動			
空調			
クールビズ・ウォームビズを積極的に実施する。			
冷暖房は、室温が適正温度（冷房 28℃、暖房 20℃を目安）となるように設定する。			
冷房効率を上げるため、カーテンやブラインドを有効に利用する。			
空調の吹き出し口付近の障害物を撤去する（障害物を置かない）。			
換気の際には、熱交換形換気機器（ロスナイ等）を使用する。			
照明			
昼休みは支障のない範囲で消灯する。			
使用していない箇所はこまめに消灯する。			
残業時は使用している場所のみ点灯する。			
OA機器			
一時的な離席時に、パソコンのモニターの電源を切る。			
長時間席を離れるときはOA機器の電源を切るか、スタンバイモードにする。			
省電力設定が可能な機器は、その設定を行う。			
長期間使用しない機器はコンセントを抜く。			
公用車			
運転する際は、エコドライブを徹底する。 ①やさしい発進を心がける ②加減速の少ない運転を心がける ③エンジンプレーキを活用する ④カーエアコンは適切に使用する ⑤無駄なアイドリングをしない ⑥タイヤの空気圧をチェックする ⑦不要な荷物を積まない			
低燃費車や低公害車を優先的、計画的に使用する。			
オンライン会議の活用等により、移動の機会を削減する。			
なるべく公用車の利用を控え、公共交通機関を利用する。			
公用車の走行距離や燃料使用量等の実態を把握し、改善を行う。			
その他			
エレベーターの利用は、体調不良の場合や荷物の積み降ろしのみとし、階段を利用する。			
温水洗浄便座のフタを使用時以外は閉める。			
町有施設の運営を委託している場合、運営者等に対して温室効果ガスの排出削減等の措置を講ずるよう要請する。			

図 25 職員による省エネ・省資源化行動調査票(1)

▶職員一人ひとりが取り組む「省資源化」行動			
物品購入や発注など			
物品やサービス等を購入する場合は、環境に配慮されたものを購入する「グリーン購入※」を推進する。 ※必要性を再考の上、必要な場合には環境配慮された製品を購入すること。（詰め替え可能な製品や長期利用が可能な製品、エコマーク等の環境ラベル表示がある製品の購入、コピー用紙やトイレトペーパーは再生紙を購入するなど）			
用紙類			
支障のない範囲で両面印刷や裏面コピー、縮小機能を活用する。			
メモ用紙等には、可能な限り裏紙（個人情報等を含む文書を除く）を使用する。			
コピー機等におけるミスコピー、ミスプリントを防止する（リセットボタン、オールクリアボタンの利活用）。			
会議をペーパーレス（ノートパソコンやタブレットの利用等）で行う。			
内部回覧資料、内部手続きなどは庁内ネットワーク等を活用して電子データで行う。			
ごみ・リサイクル			
用紙類や缶・ペットボトル等の資源化物の分別を徹底する。			
使用済みの封筒やファイル等の事務用品を再利用する。			
マイバッグやマイボトルを使用するなど、使い捨て商品の使用を抑制する。			
節水			
手洗いや歯磨き等をする時は、こまめに水を止めて節水に努める。			
上記以外で実施した省エネ・省資源化行動があれば、具体的な取組内容・取組状況を入力してください。			

図 25 職員による省エネ・省資源化行動調査票(2)

須恵町地球温暖化対策実行計画
(事務事業編)

2023(令和5)年3月

〒811-2193
福岡県糟屋郡須恵町大字須恵 771 番地
須恵町 地域振興課
TEL:092-932-1151(代表)
FAX:092-933-6579
<https://www.town.sue.fukuoka.jp/>